目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。

・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円

となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等　：マネックス証券株式会社
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号

・本店所在地　：〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

・設立　：1999 年 5 月

・資本金　：12,200 百万円

・主な事業　：金融商品取引業

・加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　一般社団法人 日本投資顧問業協会

・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

・連絡先　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料）
　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

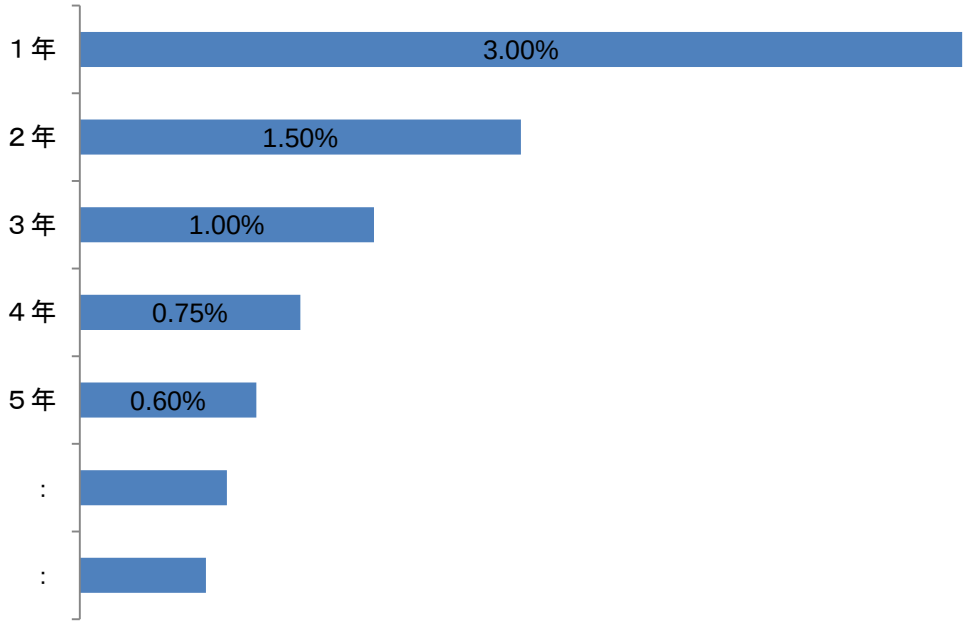

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017 年 10 月）

三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2021年6月25日

三井住友・DC外国債券インデックスファンド

追加型投信／海外／債券／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ：https://www.smd-am.co.jp

コールセンター：0120-88-2976

［受付時間］午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円（2021年4月30日現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	9兆9,701億円（2021年4月30日現在）

商品分類・属性区分

商品分類			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
追加型	海外	債券	インデックス型

属性区分					
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
その他資産（投資信託証券（債券　一般））	年1回	グローバル（日本を除く）	ファミリーファンド	なし	その他の指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース））

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2021年6月24日に関東財務局長に提出しており、2021年6月25日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

色覚の個人差等を問わず、できるだけ多くの方に情報が伝わるよう、配色やデザインに配慮して作成しています。
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

ファンドの目的

パッシブ外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、外国の公社債への分散投資を行い、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 **主として「パッシブ外国債券マザーファンド」への投資を通じて、外国の公社債への分散投資を行い、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。**

□FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。

□ポートフォリオの見直しは、原則としてベンチマーク構成の変更やファンドの追加設定・解約時などの場合に行い、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近付くように調整を行います。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは

FTSE Fixed Income LLCにより運営されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した円ベースの債券インデックスです。

※同インデックスに関する知的所有権その他一切の権利はFTSE Fixed income LLCに帰属します。
また、同社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

2 **運用効率向上のため、ファミリーファンド方式を採用し、実質的な運用は「パッシブ外国債券マザーファンド」を通じて行います。**

3 **外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に対円での為替ヘッジを行う場合があります。**

4 **対象インデックス（ベンチマーク）との連動性を維持するため、債券先物取引等を利用することがあります。**

□公社債と債券先物取引等の実質投資比率の合計が、純資産総額を超えることがあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

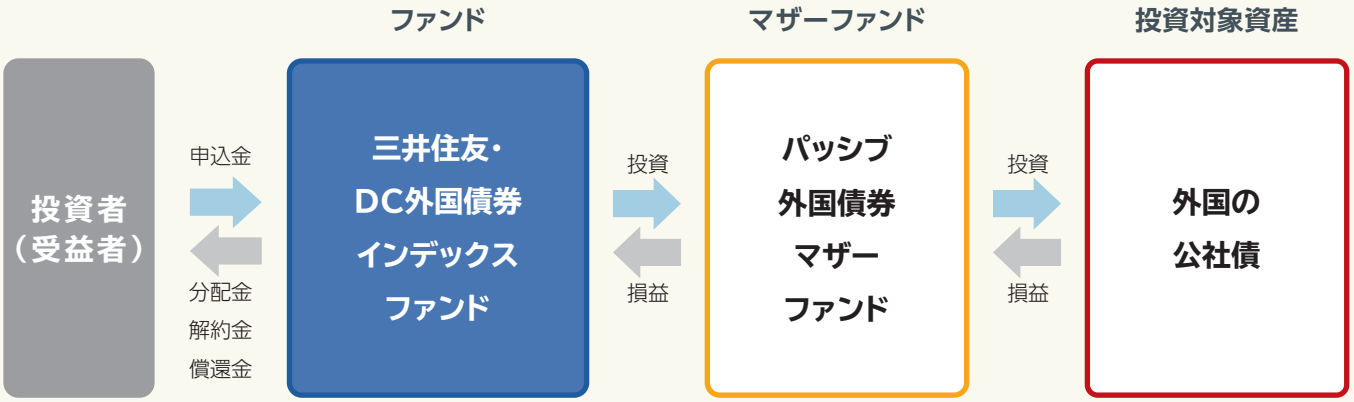

運用プロセス

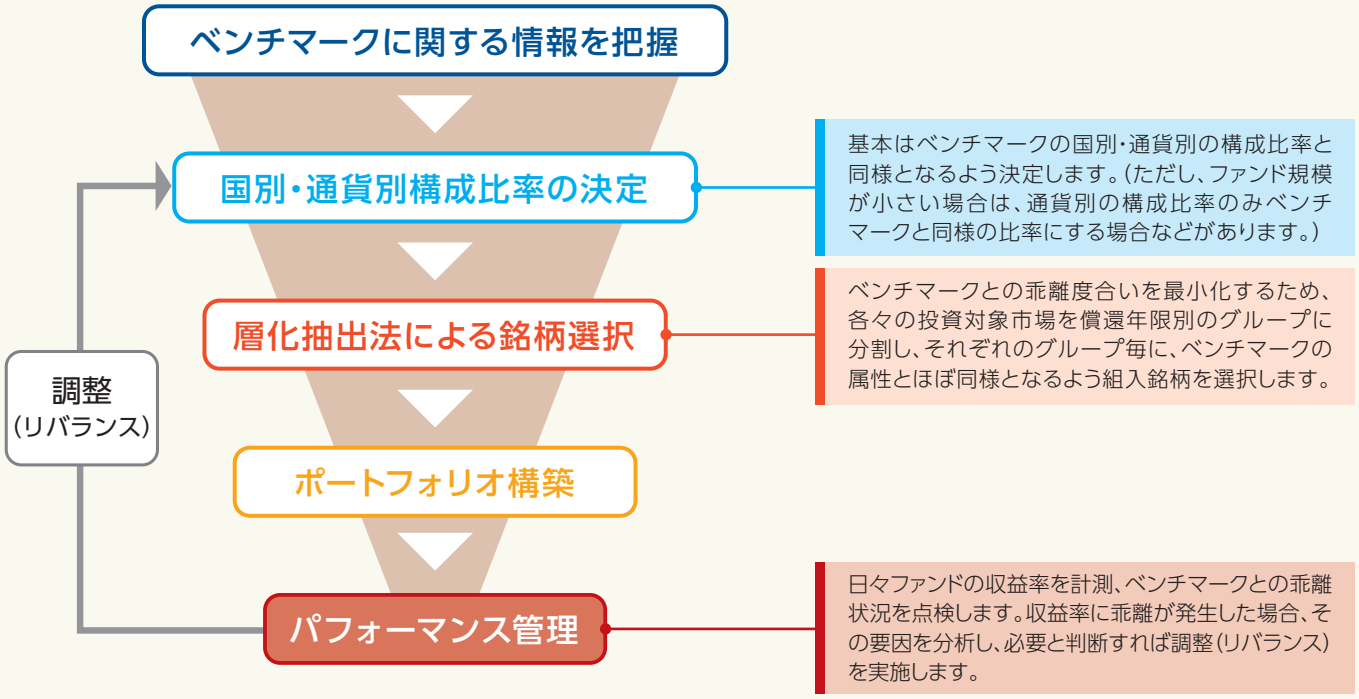

層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ（層）に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出してファンドを構築する方法です。
指数を構成するすべての銘柄を保有する完全法に比べて、少ない銘柄数でポートフォリオを構築することができるため、銘柄入替えに伴う取引コストの抑制や、低流動性銘柄の組入れを避けることができるというメリットがあり、債券パッシブ運用に適しています。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

主な投資制限

■株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

■外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

■年1回（原則として毎年3月31日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。

■分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

基準価額の変動要因

■当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

■運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。

■投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

■当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

ファンド固有の留意点

対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

- 有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること
- 追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること
- インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること

投資信託に関する留意点

□当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

□ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

□投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2016年5月～2021年4月

分配金再投資基準価額：
2016年5月～2021年4月

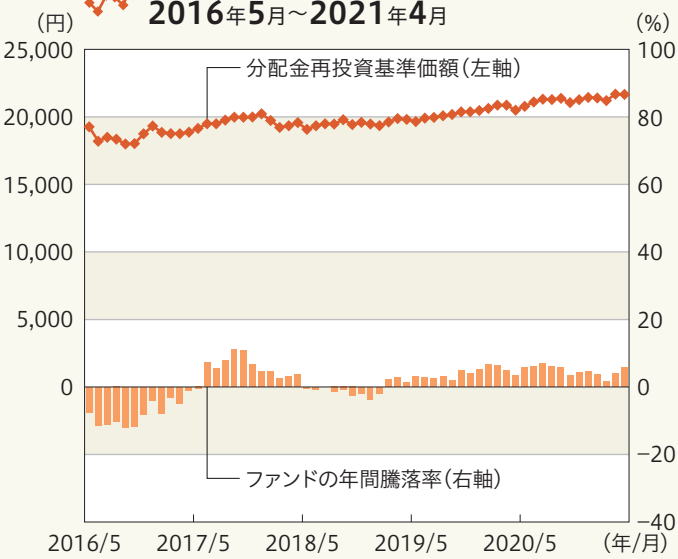

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2016年5月～2021年4月

他の資産クラス：
2016年5月～2021年4月

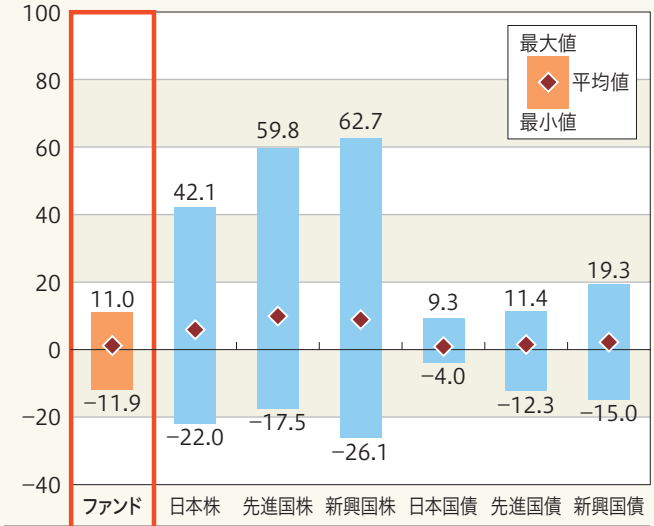

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	1.2%	6.0%	10.0%	9.0%	1.0%	1.6%	2.3%

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	**TOPIX（配当込み）** 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	**MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	**MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	**NOMURA−BPI（国債）** 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	**FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）** FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）** J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2021年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

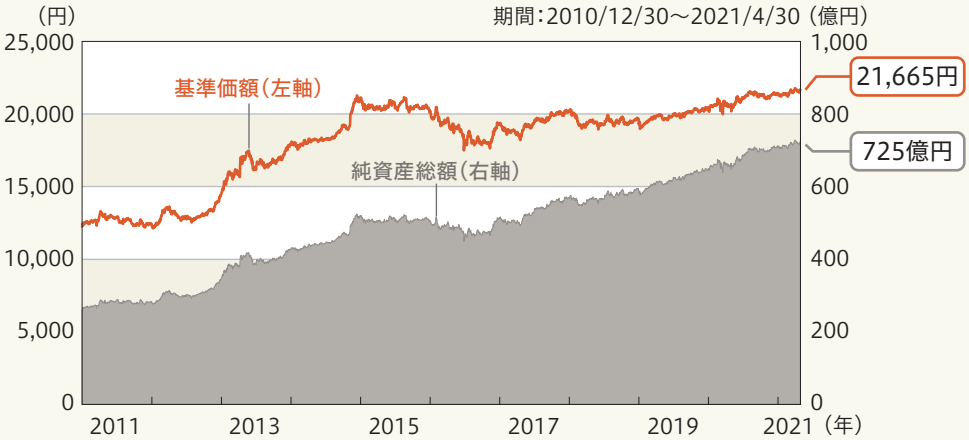

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年4月	0円
2018年4月	0円
2017年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■三井住友・DC外国債券インデックスファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	パッシブ外国債券マザーファンド	100.02

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

基準日:2021年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

■パッシブ外国債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	43.79
	フランス	10.49
	イタリア	9.47
	ドイツ	7.44
	イギリス	6.44
	スペイン	6.03
	ベルギー	2.43
	その他	13.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.92
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625	1.625	2022/12/15	0.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875	0.875	2030/11/15	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5	1.500	2022/08/15	0.45
ドイツ	国債証券	BUNDESOBL-180 0	0.000	2024/10/18	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.125	1.125	2031/02/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5	1.500	2024/10/31	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	0.625	2030/05/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	0.625	2030/08/15	0.39
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2.5	2.500	2030/05/25	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.75	0.750	2028/01/31	0.38

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

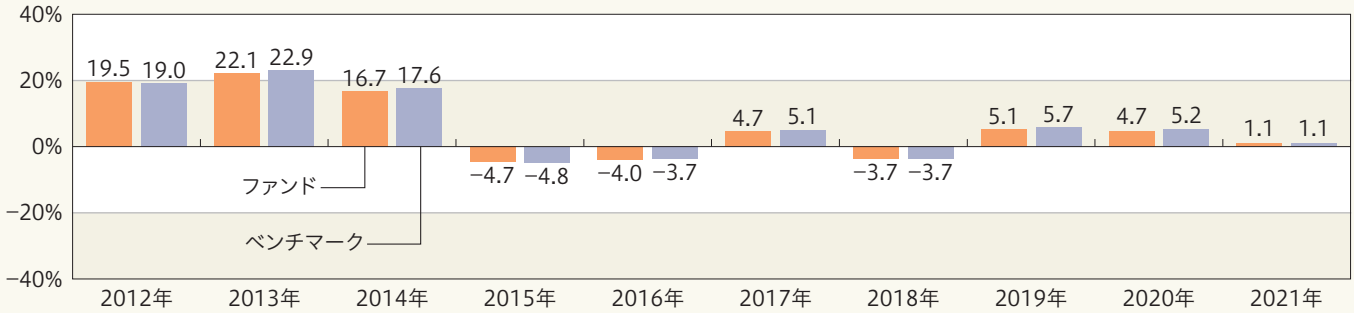

※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。
※2021年の収益率は、年初から2021年4月30日までの騰落率を表示しています。
※ベンチマーク(FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース))の情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、午後3時までに購入・換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2021年6月25日から2021年12月27日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ●ニューヨークの取引所の休業日 ●ロンドンの取引所の休業日 ●ニューヨークの銀行の休業日 ●ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎年3月31日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間	無期限（2002年4月1日設定）
繰上償還	以下の場合には、繰上償還をすることがあります。 ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●残存口数が30億口を下回ることとなったとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	5兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（https://www.smd-am.co.jp）に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「DC外債イン」として掲載されます。
課税関係	●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、販売会社によっては、各制度での取扱い対象としない場合があります。 ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2021年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用（信託報酬）	ファンドの純資産総額に**年0.231%（税抜き0.21%）**の率を乗じた額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

<運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜き）>

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.08%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.1%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

その他の費用・手数料	以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。 ●監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ●有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ●資産を外国で保管する場合の費用　　等 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
　また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 **NISA**	未成年者少額投資非課税制度 **ジュニアNISA**
対象となる投資信託	公募株式投資信託（新たに購入が必要）	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	**20歳以上**の日本居住者 （専用口座が開設される年の1月1日現在）	**0～19歳**の日本居住者 （専用口座が開設される年の1月1日現在）
非課税の期間	最長**5**年間（投資期間は2023年まで）	
利用できる限度額	**120万**円／年 （最大600万円）	**80万**円／年 （最大400万円）

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
※上記は、2021年4月末現在のものです。

三井住友DSアセットマネジメント

投資信託説明書
（請求目論見書）
使用開始日：2021年6月25日

三井住友・
DC外国債券インデックスファンド

追加型投信／海外／債券／インデックス型

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2021年6月24日に関東財務局長に提出しており、2021年6月25日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　猿田　隆
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

１．本書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める内容を記載した目論見書です。

２．運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

３．基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

４．投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

５．税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド
以下「当ファンド」といいます。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

5 兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ＤＣ外債イン」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

ありません。

（6）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2021年6月25日から2021年12月27日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。
販売会社の詳細につきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金

ありません。

ロ　日本以外の地域における募集

ありません。

ハ　お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ニ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ホ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　当ファンドは、パッシブ外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、外国の公社債への分散投資を行い、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

ロ　当ファンドは、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。詳細については、後述の「２ 投資方針」をご参照ください。

ハ　委託会社は、受託会社と合意の上、金５兆円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年１回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他の指数（ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース））	目論見書または信託約款において、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特殊型

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券　一般）） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他 （　）	グローバル （日本を除く） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし	日経225 TOPIX その他 （FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース））

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（2）【ファンドの沿革】

2002 年４月１日	信託契約締結、設定、運用開始。 （設定時の委託会社はトヨタアセットマネジメント株式会社）
2013 年４月１日	三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。 「トヨタアセットＤＣ外国債券インデックスファンド」から「三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド」に名称を変更。

（3）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み

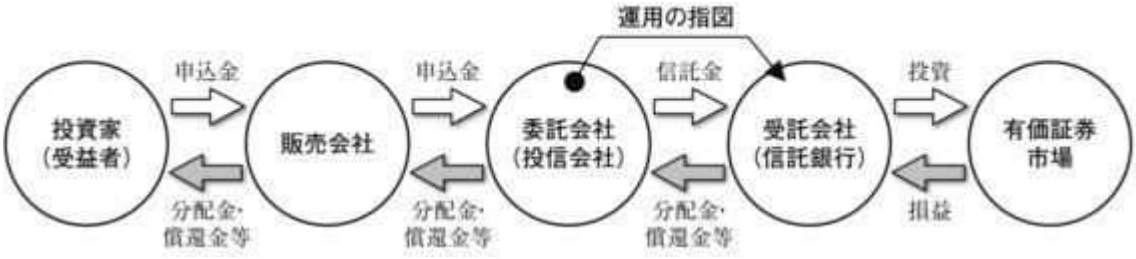

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

20 億円（2021 年 4 月 30 日現在）

（ロ）会社の沿革

1985 年７月 15 日	三生投資顧問株式会社設立
1987 年２月 20 日	証券投資顧問業の登録
1987 年６月 10 日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999 年１月１日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999 年２月５日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000 年１月 27 日	証券投資信託委託業の認可取得
2002 年 12 月１日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013 年４月１日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019 年４月１日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2021 年 4 月 30 日現在）

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番 35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号	337,248	1.0

ハ　ファンドの運用形態（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

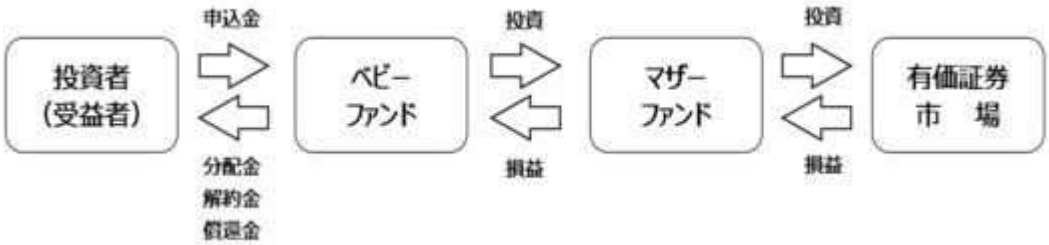

２【投資方針】

（１）【投資方針】

イ　基本方針

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の公社債への分散投資を行い、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の公社債への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

（ロ）ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。

（ハ）外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に対円での為替ヘッジを行う場合があります。

（ニ）対象インデックスとの連動性を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、マザーファンド受益証券における公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超えることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

1 主として「パッシブ外国債券マザーファンド」への投資を通じて、外国の公社債への分散投資を行い、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

□FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。

□ポートフォリオの見直しは、原則としてベンチマーク構成の変更やファンドの追加設定・解約時などの場合に行い、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近付くように調整を行います。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは
FTSE Fixed Income LLCにより運営されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した円ベースの債券インデックスです。
※同インデックスに関する知的所有権その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
また、同社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

2 運用効率向上のため、ファミリーファンド方式を採用し、実質的な運用は「パッシブ外国債券マザーファンド」を通じて行います。

3 外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に対円での為替ヘッジを行う場合があります。

4 対象インデックス（ベンチマーク）との連動性を維持するため、債券先物取引等を利用することがあります。

□公社債と債券先物取引等の実質投資比率の合計が、純資産総額を超えることがあります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

運用プロセス

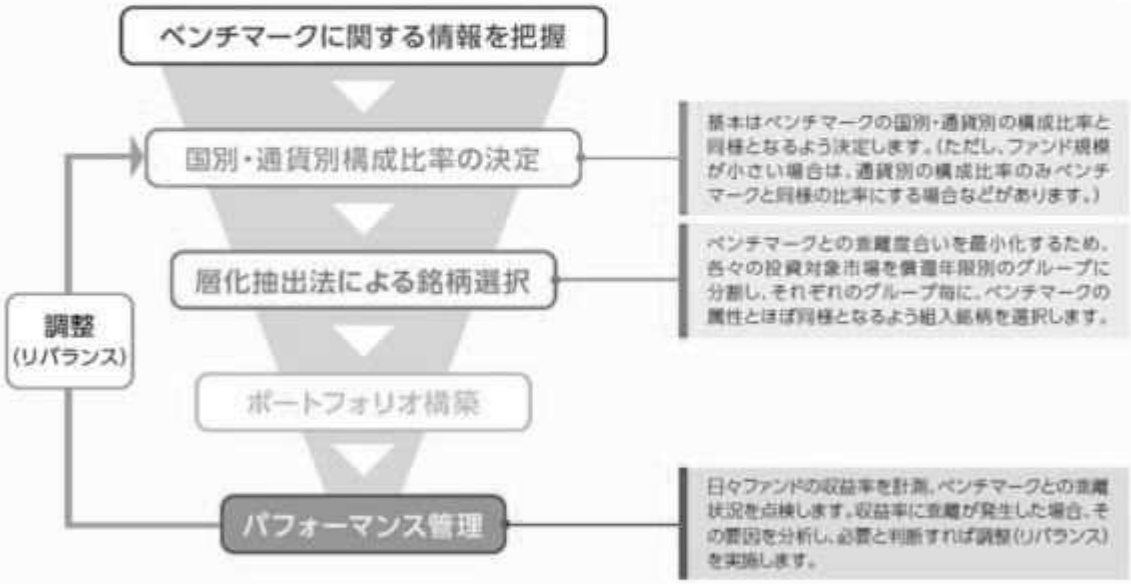

層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ（層）に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出してファンドを構築する方法です。

指数を構成するすべての銘柄を保有する完全法に比べて、少ない銘柄数でポートフォリオを構築することができるため、銘柄入替えに伴う取引コストの抑制や、低流動性銘柄の組入れを避けることができるというメリットがあり、債券パッシブ運用に適しています。

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

（2）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引にかかる権利

３．金銭債権

４．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

５．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

８．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

９．外国法人が発行する譲渡性預金証書

10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第１号から第４号までの証券ならびに第７号の証券または証書のうち第１号から第４号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。第５号の証券ならびに第７号の証券または証書のうち第５号の証券の性質を有するものを以下「株式」といいます。

ハ　投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

イ　ファンドの運用体制

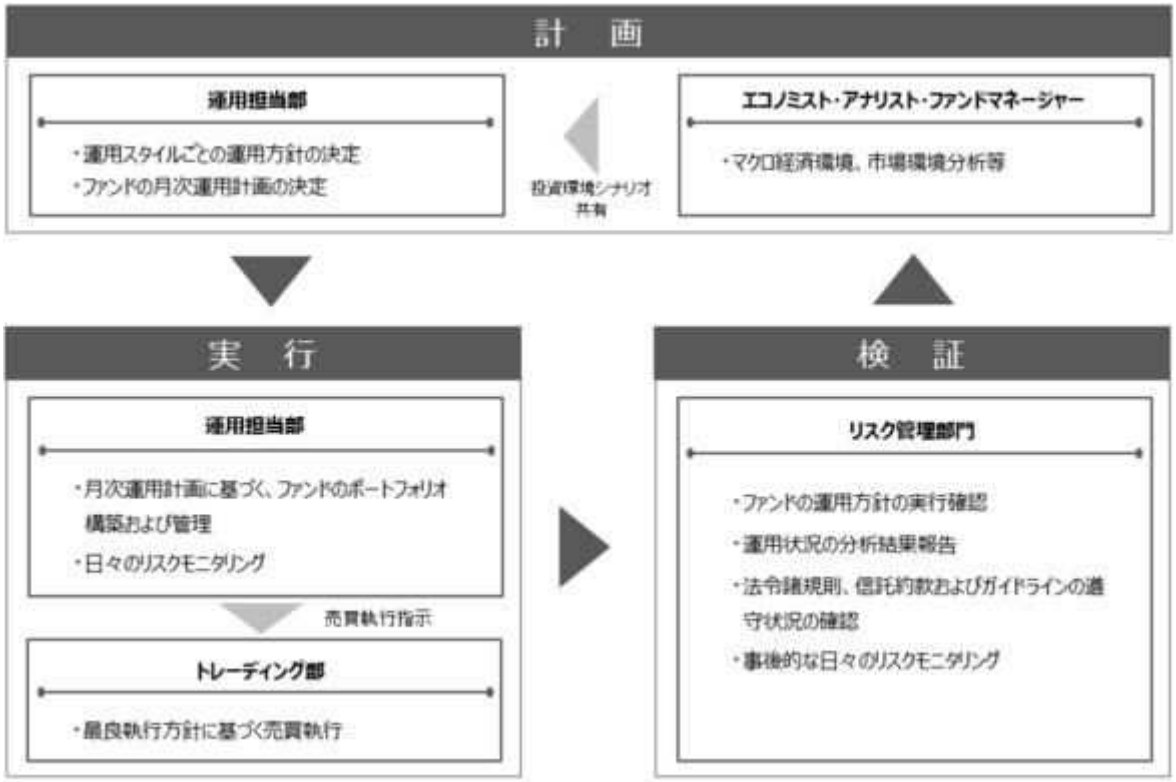

※リスク管理部門の人員数は、約50名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

年１回（原則として３月 31 日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ　分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ　収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、前記「（1）投資方針」に基づき運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。（基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ　外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ロ　株式への投資は転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

ハ　同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。

ニ　一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

Ⅱ　ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ　投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

ロ　先物取引等の指図

（イ）委託会社は、日本の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所にこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託会社は、日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（ハ）委託会社は、日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ハ　スワップ取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

（ニ）上記（ハ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に

マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ニ　金利先渡取引および為替先渡取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

（ニ）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ　有価証券の貸付けの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付けの指図をすることができます。ただし、当該貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、公社債の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ヘ　公社債の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

ト　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

チ　外国為替予約取引の指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（ロ）上記（イ）の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

（ハ）上記（ロ）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相

当する為替予約の一部を解消するための外国為替予約の売買の予約取引の指図をするものとします。

リ　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ヌ　デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

Ⅲ　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ　信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第１項第８号の２）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：パッシブ外国債券マザーファンドの投資方針等）

（１）投資方針等

イ　基本方針

公社債等を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）主として日本を除く世界主要国の公社債に分散投資を行い、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。

（ロ）ポートフォリオの見直しは適宜行い、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近付くように調整を行います。

（ハ）外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に対円での為替ヘッジを行う場合があります。

（２）投資対象

イ　投資対象とする資産の種類

前記「２　投資方針　（２）投資対象　イ　投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ　投資対象とする有価証券

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ロ　投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券に同じです。

ハ　投資対象とする金融商品

前記「２　投資方針　（２）投資対象　ハ　投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）外貨建資産への投資に制限を設けません。

（ロ）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ホ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）対象インデックスの動きと連動しない要因

ファンドは、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いますが、以下の要因等により、対象インデックスの動きに連動しないことがあります。

・有価証券売買時のコスト、信託報酬やその他のファンド運営にかかる費用を負担すること

・追加設定・一部解約により組入有価証券の売買のタイミング差が生じること

・インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差が影響すること

（ト）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（チ）換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

（リ）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ロ　投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2016年5月～2021年4月

分配金再投資基準価額：
2016年5月～2021年4月

※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2016年5月～2021年4月

他の資産クラス：
2016年5月～2021年4月

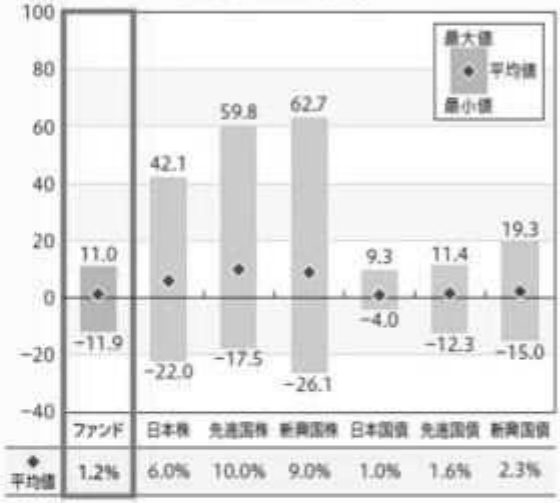

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	**TOPIX（配当込み）** 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	**MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	**MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）** MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	**NOMURA−BPI（国債）** 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	**FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）** FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	**JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）** J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に年 0.231%（税抜き 0.21%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬の実質的配分は以下の通りです。
＜信託報酬の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.08%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	年0.1%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.03%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

（4）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年 0.0055%（税抜き 0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※　上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

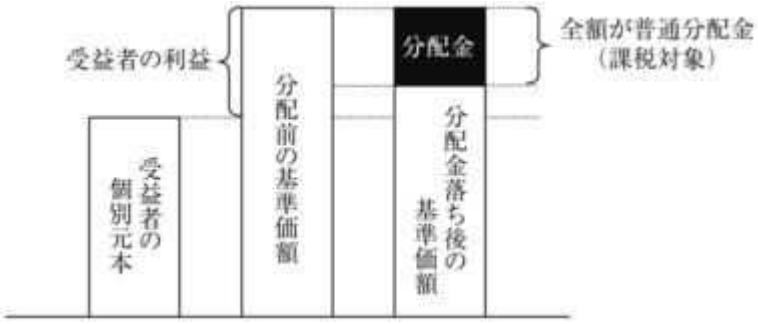

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

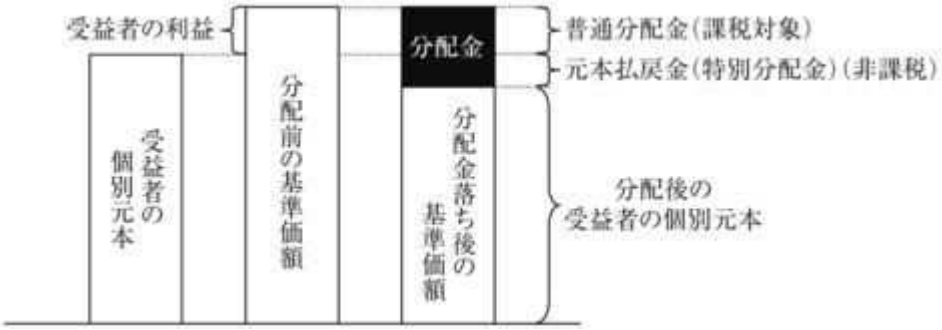

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ＥＴＦ）、上場不動産投資信託（ＲＥＩＴ）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。
また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託（新たに購入が必要）	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在）	0～19歳の日本居住者（専用口座が開設される年の1月1日現在）
非課税の期間	最長5年間（投資期間は2023年まで）	
利用できる限度額	120万円／年（最大600万円）	80万円／年（最大400万円）

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2021 年４月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド

2021 年 4 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （%）
親投資信託受益証券	日本	72,492,145,166	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△10,889,161	△0.02
合計(純資産総額)		72,481,256,005	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド

イ　主要投資銘柄

2021 年 4 月 30 日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 （円）	帳簿価額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 （円）	投資 比率 （%）
日本	親投資信託受益証券	パッシブ外国債券マザーファンド	24,408,951,536	2.9719	72,543,185,023	2.9699	72,492,145,166	100.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別の投資比率

2021 年 4 月 30 日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

②【投資不動産物件】

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド

年月日	純資産総額（円）		１万口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第10期（2012年 4月 2日）	31,464,547,121	31,464,547,121	13,634	13,634
第11期（2013年 4月 1日）	38,288,485,249	38,288,485,249	15,852	15,852
第12期（2014年 3月31日）	43,860,331,106	43,860,331,106	18,171	18,171
第13期（2015年 3月31日）	50,711,971,074	50,711,971,074	20,464	20,464
第14期（2016年 3月31日）	50,293,985,000	50,293,985,000	19,732	19,732
第15期（2017年 3月31日）	50,682,975,362	50,682,975,362	18,753	18,753
第16期（2018年 4月 2日）	56,229,719,389	56,229,719,389	19,390	19,390
第17期（2019年 4月 1日）	61,358,044,149	61,358,044,149	19,878	19,878
第18期（2020年 3月31日）	66,845,154,929	66,845,154,929	20,871	20,871
第19期（2021年 3月31日）	72,530,785,531	72,530,785,531	21,685	21,685
2020年 4月末日	65,585,734,196	—	20,500	—
5月末日	66,950,580,980	—	20,782	—
6月末日	68,371,555,296	—	21,106	—
7月末日	69,784,641,641	—	21,312	—
8月末日	70,087,365,479	—	21,285	—
9月末日	70,599,144,315	—	21,377	—
10月末日	69,704,919,204	—	21,058	—
11月末日	70,215,299,635	—	21,272	—
12月末日	70,991,181,799	—	21,439	—
2021年 1月末日	71,368,886,844	—	21,402	—
2月末日	70,406,120,745	—	21,208	—
3月末日	72,530,785,531	—	21,685	—
4月末日	72,481,256,005	—	21,665	—

②【分配の推移】

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド

	計算期間	１万口当たり分配金（円）
第10期	2011年 4月 1日～2012年 4月 2日	0
第11期	2012年 4月 3日～2013年 4月 1日	0
第12期	2013年 4月 2日～2014年 3月31日	0
第13期	2014年 4月 1日～2015年 3月31日	0
第14期	2015年 4月 1日～2016年 3月31日	0
第15期	2016年 4月 1日～2017年 3月31日	0
第16期	2017年 4月 1日～2018年 4月 2日	0
第17期	2018年 4月 3日～2019年 4月 1日	0
第18期	2019年 4月 2日～2020年 3月31日	0
第19期	2020年 4月 1日～2021年 3月31日	0

③【収益率の推移】

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド

	収益率（％）
第10期	5.7
第11期	16.3
第12期	14.6
第13期	12.6
第14期	△3.6
第15期	△5.0
第16期	3.4
第17期	2.5
第18期	5.0
第19期	3.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 10 期	3,000,618,954	1,576,739,497
第 11 期	2,998,398,291	1,923,094,376
第 12 期	2,860,205,308	2,876,364,575
第 13 期	2,884,457,291	2,241,305,125
第 14 期	3,241,345,398	2,533,494,301
第 15 期	3,882,246,321	2,343,708,120
第 16 期	5,068,974,438	3,096,991,452
第 17 期	4,378,279,802	2,509,309,634
第 18 期	4,944,402,403	3,785,350,631
第 19 期	5,487,877,125	4,067,824,827

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（１）投資状況

パッシブ外国債券マザーファンド

2021 年 4 月 30 日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	41,031,500,136	43.79
	フランス	9,829,733,463	10.49
	イタリア	8,876,979,287	9.47
	ドイツ	6,968,690,796	7.44
	イギリス	6,034,375,420	6.44
	スペイン	5,652,124,232	6.03
	ベルギー	2,273,278,623	2.43
	オーストラリア	2,050,032,447	2.19
	カナダ	1,871,680,449	2.00
	オランダ	1,794,489,949	1.91
	オーストリア	1,418,924,400	1.51
	アイルランド	771,393,378	0.82
	メキシコ	737,955,991	0.79
	ポーランド	629,945,636	0.67
	フィンランド	585,674,381	0.62
	デンマーク	478,046,844	0.51
	マレーシア	439,401,327	0.47
	イスラエル	420,118,180	0.45
	シンガポール	409,204,509	0.44
	スウェーデン	334,943,331	0.36
	ノルウェー	239,575,953	0.26
	小計	92,848,068,732	99.08
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	860,956,943	0.92
合計(純資産総額)		93,709,025,675	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
為替予約取引	買建	—	250,370,012	0.26

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

パッシブ外国債券マザーファンド

イ　主要投資銘柄（上位 30 銘柄）

2021 年 4 月 30 日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625	4,500,000	11,172.13	502,745,990	11,154.26	501,941,783	1.625	2022/12/15	0.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875	4,310,000	10,244.52	441,539,073	10,168.36	438,256,322	0.875	2030/11/15	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5	3,830,000	11,105.75	425,350,374	11,089.58	424,731,093	1.500	2022/8/15	0.45
ドイツ	国債証券	BUNDESOBL-180 0	3,100,000	13,525.01	419,275,474	13,503.50	418,608,529	0.000	2024/10/18	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.125	3,770,000	10,341.31	389,867,606	10,384.09	391,480,293	1.125	2031/2/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5	3,400,000	11,281.91	383,585,082	11,283.19	383,628,481	1.500	2024/10/31	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	3,740,000	10,072.62	376,716,023	10,005.81	374,217,527	0.625	2030/5/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	3,640,000	10,036.87	365,342,369	9,964.96	362,724,816	0.625	2030/8/15	0.39
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2.5	2,220,000	16,412.50	364,357,655	16,207.84	359,814,137	2.500	2030/5/25	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.75	3,420,000	10,550.04	360,811,393	10,515.14	359,618,098	0.750	2028/1/31	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.25	3,200,000	10,877.68	348,085,815	10,890.87	348,507,919	0.250	2023/11/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.125	3,200,000	10,853.00	347,296,074	10,865.76	347,704,560	0.125	2023/9/15	0.37
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.5	1,490,000	23,607.59	351,753,231	22,949.89	341,953,409	4.500	2041/4/25	0.36
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0	2,560,000	13,299.70	340,472,534	13,289.94	340,222,492	0.000	2022/5/25	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.375	3,180,000	10,674.28	339,442,390	10,680.67	339,645,355	0.375	2025/12/31	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.125	3,050,000	10,886.46	332,037,158	10,884.48	331,976,939	0.125	2023/2/28	0.35
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2.75	2,080,000	15,934.95	331,447,018	15,819.13	329,037,976	2.750	2027/10/25	0.35
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1.75	2,270,000	14,352.72	325,806,848	14,294.51	324,485,536	1.750	2024/11/25	0.35
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.5	2,019,000	15,942.14	321,871,972	15,819.52	319,396,300	3.500	2026/4/25	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.375	3,060,000	10,382.39	317,701,153	10,360.68	317,037,104	0.375	2027/7/31	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3	2,500,000	12,606.94	315,173,637	12,439.29	310,982,386	3.000	2048/2/15	0.33
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	2,870,000	10,488.76	301,027,631	10,459.40	300,184,995	0.625	2027/11/30	0.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375	2,580,000	11,607.00	299,460,656	11,590.40	299,032,509	2.375	2024/8/15	0.32
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75	1,370,000	22,053.68	302,135,432	21,695.85	297,233,231	4.750	2034/7/4	0.32

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25	2,530,000	11,575.51	292,860,517	11,561.89	292,516,026	2.250	2024/11/15	0.31
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 1.5	1,940,000	15,279.95	296,431,114	15,070.75	292,372,554	1.500	2031/5/25	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25	2,530,000	11,481.05	290,470,612	11,462.32	289,996,936	2.250	2023/12/31	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2	2,530,000	11,460.62	289,953,875	11,444.45	289,544,791	2.000	2024/6/30	0.31
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2	2,510,000	11,493.81	288,494,807	11,482.32	288,206,440	2.000	2025/2/15	0.31
ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 2.5	1,410,000	21,099.39	297,501,448	20,426.11	288,008,186	2.500	2046/8/15	0.31

ロ　種類別の投資比率

2021年 4月30日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	99.08
合計	99.08

②投資不動産物件

パッシブ外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

パッシブ外国債券マザーファンド

2021年 4月30日現在

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価（円）	時価（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	1,055,945.09	115,000,000	115,017,340	0.12
	ユーロ	買建	827,869.06	109,000,000	109,275,735	0.11
	英ポンド	買建	132,059.99	20,000,000	20,065,379	0.02
	オーストラリアドル	買建	70,936.44	6,000,000	6,011,558	0.00

（注）日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

≪参考情報≫

基準日:2021年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

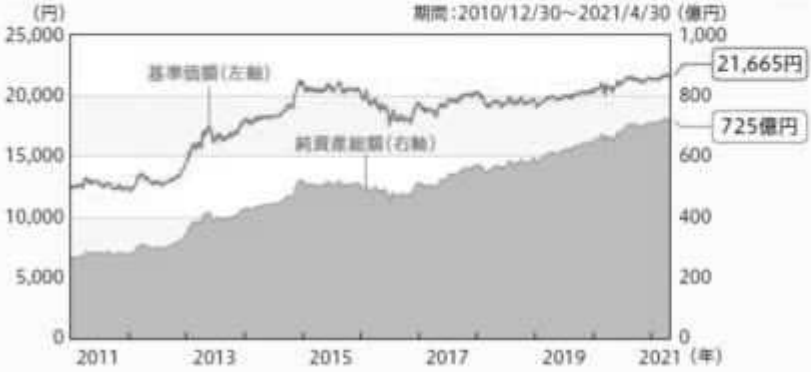

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

決算期	分配金
2021年3月	0円
2020年3月	0円
2019年4月	0円
2018年4月	0円
2017年3月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

□三井住友・DC外国債券インデックスファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	パッシブ外国債券マザーファンド	100.02

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

□パッシブ外国債券マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
国債証券	アメリカ	43.79
	フランス	10.49
	イタリア	9.47
	ドイツ	7.44
	イギリス	6.44
	スペイン	6.03
	ベルギー	2.43
	その他	13.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.92
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625	1.625	2022/12/15	0.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875	0.875	2030/11/15	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5	1.500	2022/08/15	0.45
ドイツ	国債証券	BUNDESOBL-180 0	0.000	2024/10/18	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.125	1.125	2031/02/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.5	1.500	2024/10/31	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	0.625	2030/05/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	0.625	2030/08/15	0.39
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2.5	2.500	2030/05/25	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.75	0.750	2028/01/31	0.38

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

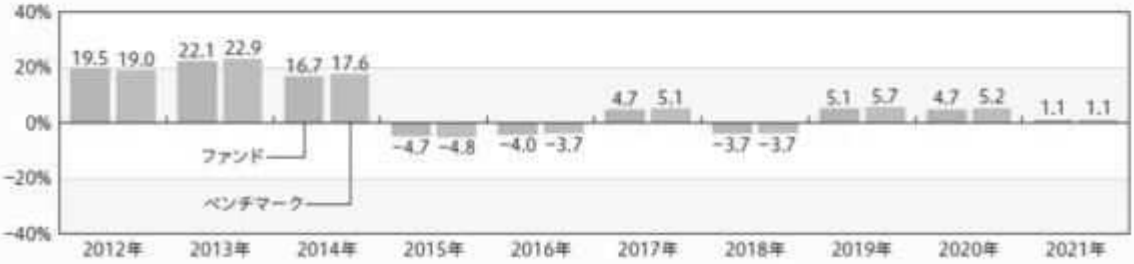

※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。
※2021年の収益率は、年初から2021年4月30日までの騰落率を表示しています。
※ベンチマーク(FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース))の情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。
当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日
上記にかかわらず、取得申込日がニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ　申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料
ありません。

ニ　申込単位
お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ　照会先
手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所
販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「ＤＣ外債イン」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前９時～午後５時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2002 年４月１日から下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎年４月１日から翌年３月 31 日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が 30 億口を下回ることとなったときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ　反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

４【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した

受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 19 期（2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021 年 5 月 11 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野　雅 子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 井　貴 志	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドの 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドの 2021 年 3 月 31 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 （2020 年 3 月 31 日現在）	第 19 期 （2021 年 3 月 31 日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	107,253,244	47,955,308
親投資信託受益証券	66,920,405,870	72,611,057,510
流動資産合計	67,027,659,114	72,659,012,818
資産合計	67,027,659,114	72,659,012,818
負債の部		
流動負債		
未払解約金	105,992,370	44,809,064
未払受託者報酬	10,675,322	11,639,743
未払委託者報酬	64,051,867	69,838,413
その他未払費用	1,784,626	1,940,067
流動負債合計	182,504,185	128,227,287
負債合計	182,504,185	128,227,287
純資産の部		
元本等		
元本	32,027,121,189	33,447,173,487
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	34,818,033,740	39,083,612,044
元本等合計	66,845,154,929	72,530,785,531
純資産合計	66,845,154,929	72,530,785,531
負債純資産合計	67,027,659,114	72,659,012,818

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第18期 自　2019年 4月 2日 至　2020年 3月 31日	第19期 自　2020年 4月 1日 至　2021年 3月 31日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,299,499,856	2,842,566,473
その他収益	937,744	1,942,165
営業収益合計	3,300,437,600	2,844,508,638
営業費用		
支払利息	26,209	40,337
受託者報酬	20,707,751	22,918,717
委託者報酬	124,246,368	137,512,190
その他費用	3,464,555	3,830,830
営業費用合計	148,444,883	164,302,074
営業利益又は営業損失（△）	3,151,992,717	2,680,206,564
経常利益又は経常損失（△）	3,151,992,717	2,680,206,564
当期純利益又は当期純損失（△）	3,151,992,717	2,680,206,564
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	135,523,385	114,231,234
期首剰余金又は期首欠損金（△）	30,489,974,732	34,818,033,740
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,055,753,688	6,127,369,079
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,055,753,688	6,127,369,079
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,744,164,012	4,427,766,105
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,744,164,012	4,427,766,105
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	34,818,033,740	39,083,612,044

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	第 19 期 自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	第 18 期 (2020 年 3 月 31 日現在)	第 19 期 (2021 年 3 月 31 日現在)
1．当計算期間の末日における受益権の総数	32,027,121,189 口	33,447,173,487 口
2．1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.0871 円 (10,000 口当たりの純資産額 20,871 円)	1 口当たり純資産額 2.1685 円 (10,000 口当たりの純資産額 21,685 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	第 18 期 自 2019 年 4 月 2 日 至 2020 年 3 月 31 日	第 19 期 自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,384,784,421 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（26,746,486,135 円）、および分配準備積立金（12,649,369,272 円）より、分配対象収益は 40,780,639,828 円（1 万口当たり 12,733.13 円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,290,015,130 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（30,210,656,203 円）、および分配準備積立金（12,396,152,336 円）より、分配対象収益は 43,896,823,669 円（1 万口当たり 13,124.20 円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	第19期 自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 1）有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2）デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	第19期 (2021年 3月31日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第18期（自 2019年 4月 2日　至 2020年 3月31日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,279,942,245円
合計	3,279,942,245円

第19期（自 2020年 4月 1日　至 2021年 3月31日）

種　類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,840,512,674円
合計	2,840,512,674円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第19期 自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	第18期 (2020年 3月31日現在)	第19期 (2021年 3月31日現在)
期首元本額	30,868,069,417円	32,027,121,189円
期中追加設定元本額	4,944,402,403円	5,487,877,125円
期中一部解約元本額	3,785,350,631円	4,067,824,827円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘　　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	パッシブ外国債券マザーファンド	24,430,893,143	72,611,057,510	
合計		24,430,893,143	72,611,057,510	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンドは、「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

パッシブ外国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2020 年 3 月 31 日現在）	（2021 年 3 月 31 日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	194,380,212	172,981,789
金銭信託	204,946,799	387,432,451
国債証券	86,686,539,941	92,957,418,419
派生商品評価勘定	－	1,187,864
未収利息	606,838,768	602,785,013
前払費用	16,491,991	13,451,518
流動資産合計	87,709,197,711	94,135,257,054
資産合計	87,709,197,711	94,135,257,054
負債の部		
流動負債		
未払金	－	170,919,265
その他未払費用	6,260	253
流動負債合計	6,260	170,919,518
負債合計	6,260	170,919,518
純資産の部		
元本等		
元本	30,732,280,507	31,615,692,120
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	56,976,910,944	62,348,645,416
元本等合計	87,709,191,451	93,964,337,536
純資産合計	87,709,191,451	93,964,337,536
負債純資産合計	87,709,197,711	94,135,257,054

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	(2020年 3月31日現在)	(2021年 3月31日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	30,732,280,507口	31,615,692,120口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.8540円 (10,000口当たりの純資産額 28,540円)	1口当たり純資産額 2.9721円 (10,000口当たりの純資産額 29,721円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な

	らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員およびリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	(2021年 3月31日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

（2020 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

（2021 年 3 月 31 日現在）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（単位：円）

区　分	種　類	契　約　額　等	うち１年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	170,300,000	－	171,487,864	1,187,864
	米ドル	85,000,000	－	85,721,551	721,551
	ユーロ	71,000,000	－	71,367,823	367,823
	英ポンド	13,000,000	－	13,091,049	91,049
	スウェーデンクローナ	1,300,000	－	1,307,441	7,441
合計		170,300,000	－	171,487,864	1,187,864

（注）１．時価の算定方法

(1)為替予約取引の時価の算定方法について

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2)計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2020 年 3 月 31 日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	29,898,539,902 円
同期中における追加設定元本額	2,231,793,998 円
同期中における一部解約元本額	1,398,053,393 円

2020年 3月31日現在における元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド	23,447,934,783円
ＳＭＡＭ・年金パッシブ外国債券ファンド＜非課税適格機関投資家限定＞	7,283,375,199円
ＳＭＡＭ・外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	970,525円
合計	30,732,280,507円

（2021年 3月31日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	30,732,280,507円
同期中における追加設定元本額	2,148,064,301円
同期中における一部解約元本額	1,264,652,688円
2021年 3月31日現在における元本の内訳	
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド	24,430,893,143円
ＳＭＡＭ・年金パッシブ外国債券ファンド＜非課税適格機関投資家限定＞	7,183,805,637円
ＳＭＡＭ・外国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	993,340円
合計	31,615,692,120円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘　　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 0.125	2,150,000.00	2,150,335.93	
		US TREASURY N/B 0.125	2,450,000.00	2,450,382.81	
		US TREASURY N/B 0.125	2,500,000.00	2,500,000.00	
		US TREASURY N/B 0.125	1,170,000.00	1,169,542.97	
		US TREASURY N/B 0.125	2,100,000.00	2,099,015.62	
		US TREASURY N/B 0.125	850,000.00	849,003.91	
		US TREASURY N/B 0.125	1,860,000.00	1,856,512.50	
		US TREASURY N/B 0.125	1,870,000.00	1,865,763.29	
		US TREASURY N/B 0.125	3,200,000.00	3,191,750.01	
		US TREASURY N/B 0.125	1,700,000.00	1,691,898.44	
		US TREASURY N/B 0.125	1,120,000.00	1,114,137.50	
		US TREASURY N/B 0.25	880,000.00	881,375.00	
		US TREASURY N/B 0.25	700,000.00	700,875.00	
		US TREASURY N/B 0.25	3,200,000.00	3,199,000.00	
		US TREASURY N/B 0.25	1,300,000.00	1,276,132.81	

		US TREASURY N/B 0.25	1,020,000.00	1,000,157.81	
		US TREASURY N/B 0.25	1,150,000.00	1,125,742.18	
		US TREASURY N/B 0.25	850,000.00	830,941.40	
		US TREASURY N/B 0.25	1,000,000.00	976,171.88	
		US TREASURY N/B 0.25	1,900,000.00	1,851,609.37	
		US TREASURY N/B 0.375	380,000.00	381,068.75	
		US TREASURY N/B 0.375	1,750,000.00	1,729,492.18	
		US TREASURY N/B 0.375	1,680,000.00	1,644,562.49	
		US TREASURY N/B 0.375	3,180,000.00	3,108,201.57	
		US TREASURY N/B 0.375	850,000.00	829,480.47	
		US TREASURY N/B 0.375	3,060,000.00	2,893,612.50	
		US TREASURY N/B 0.375	2,000,000.00	1,883,593.76	
		US TREASURY N/B 0.5	380,000.00	382,523.43	
		US TREASURY N/B 0.5	930,000.00	924,914.06	
		US TREASURY N/B 0.5	1,650,000.00	1,581,679.68	
		US TREASURY N/B 0.5	1,850,000.00	1,770,074.22	
		US TREASURY N/B 0.5	1,420,000.00	1,356,210.94	
		US TREASURY N/B 0.5	460,000.00	437,610.93	
		US TREASURY N/B 0.5	2,400,000.00	2,275,125.00	
		US TREASURY N/B 0.625	920,000.00	890,315.62	
		US TREASURY N/B 0.625	2,870,000.00	2,739,280.48	
		US TREASURY N/B 0.625	630,000.00	600,321.09	
		US TREASURY N/B 0.625	3,740,000.00	3,406,029.70	
		US TREASURY N/B 0.625	3,640,000.00	3,301,593.75	
		US TREASURY N/B 0.75	3,420,000.00	3,281,864.07	
		US TREASURY N/B 0.875	4,310,000.00	3,989,443.75	
		US TREASURY N/B 1.125	370,000.00	373,497.65	
		US TREASURY N/B 1.125	860,000.00	876,864.06	
		US TREASURY N/B 1.125	360,000.00	359,325.00	
		US TREASURY N/B 1.125	1,520,000.00	1,437,231.25	
		US TREASURY N/B 1.125	600,000.00	490,406.25	
		US TREASURY N/B 1.25	720,000.00	737,437.50	
		US TREASURY N/B 1.25	1,140,000.00	1,170,103.12	

		US TREASURY N/B 1.25	1,920,000.00	1,453,350.00	
		US TREASURY N/B 1.375	1,860,000.00	1,895,601.56	
		US TREASURY N/B 1.375	430,000.00	439,842.97	
		US TREASURY N/B 1.375	1,970,000.00	2,022,482.04	
		US TREASURY N/B 1.375	1,150,000.00	1,182,074.22	
		US TREASURY N/B 1.375	1,020,000.00	1,049,006.25	
		US TREASURY N/B 1.375	2,320,000.00	2,389,056.26	
		US TREASURY N/B 1.375	870,000.00	885,836.72	
		US TREASURY N/B 1.375	580,000.00	494,132.81	
		US TREASURY N/B 1.375	3,040,000.00	2,378,325.00	
		US TREASURY N/B 1.5	3,830,000.00	3,903,308.61	
		US TREASURY N/B 1.5	1,050,000.00	1,071,082.03	
		US TREASURY N/B 1.5	380,000.00	389,203.12	
		US TREASURY N/B 1.5	2,330,000.00	2,389,888.29	
		US TREASURY N/B 1.5	550,000.00	564,652.34	
		US TREASURY N/B 1.5	760,000.00	786,184.37	
		US TREASURY N/B 1.5	3,400,000.00	3,518,468.75	
		US TREASURY N/B 1.5	190,000.00	196,664.84	
		US TREASURY N/B 1.5	1,890,000.00	1,937,102.35	
		US TREASURY N/B 1.5	2,290,000.00	2,336,873.43	
		US TREASURY N/B 1.5	1,820,000.00	1,798,814.07	
		US TREASURY N/B 1.625	990,000.00	1,010,573.43	
		US TREASURY N/B 1.625	1,210,000.00	1,235,712.50	
		US TREASURY N/B 1.625	1,590,000.00	1,628,507.81	
		US TREASURY N/B 1.625	4,500,000.00	4,614,257.83	
		US TREASURY N/B 1.625	1,350,000.00	1,390,500.00	
		US TREASURY N/B 1.625	1,370,000.00	1,412,384.37	
		US TREASURY N/B 1.625	1,150,000.00	1,190,789.06	
		US TREASURY N/B 1.625	1,300,000.00	1,345,703.12	
		US TREASURY N/B 1.625	1,650,000.00	1,704,527.35	
		US TREASURY N/B 1.625	380,000.00	391,934.37	
		US TREASURY N/B 1.625	1,320,000.00	1,360,321.88	
		US TREASURY N/B 1.625	1,700,000.00	1,750,601.57	

		US TREASURY N/B 1.625	2,680,000.00	2,691,725.00	
		US TREASURY N/B 1.625	2,380,000.00	1,988,415.62	
		US TREASURY N/B 1.75	2,290,000.00	2,324,350.00	
		US TREASURY N/B 1.75	2,240,000.00	2,276,925.01	
		US TREASURY N/B 1.75	1,070,000.00	1,089,059.37	
		US TREASURY N/B 1.75	1,190,000.00	1,212,219.53	
		US TREASURY N/B 1.75	1,450,000.00	1,477,753.91	
		US TREASURY N/B 1.75	2,140,000.00	2,182,632.82	
		US TREASURY N/B 1.75	980,000.00	1,000,135.94	
		US TREASURY N/B 1.75	1,810,000.00	1,848,462.50	
		US TREASURY N/B 1.75	1,040,000.00	1,065,431.25	
		US TREASURY N/B 1.75	2,150,000.00	2,212,820.31	
		US TREASURY N/B 1.75	1,860,000.00	1,921,467.19	
		US TREASURY N/B 1.75	1,090,000.00	1,136,835.93	
		US TREASURY N/B 1.75	730,000.00	761,652.34	
		US TREASURY N/B 1.75	1,510,000.00	1,576,416.41	
		US TREASURY N/B 1.75	760,000.00	787,490.62	
		US TREASURY N/B 1.75	2,060,000.00	2,086,071.87	
		US TREASURY N/B 1.875	620,000.00	630,075.00	
		US TREASURY N/B 1.875	710,000.00	722,591.40	
		US TREASURY N/B 1.875	1,120,000.00	1,141,437.50	
		US TREASURY N/B 1.875	890,000.00	908,425.78	
		US TREASURY N/B 1.875	890,000.00	910,928.91	
		US TREASURY N/B 1.875	770,000.00	789,129.68	
		US TREASURY N/B 1.875	1,000,000.00	1,026,250.00	
		US TREASURY N/B 1.875	1,680,000.00	1,726,331.25	
		US TREASURY N/B 1.875	880,000.00	922,143.75	
		US TREASURY N/B 1.875	360,000.00	376,453.12	
		US TREASURY N/B 1.875	1,630,000.00	1,704,496.10	
		US TREASURY N/B 1.875	1,200,000.00	1,066,781.25	
		US TREASURY N/B 2	690,000.00	707,411.72	
		US TREASURY N/B 2	2,100,000.00	2,161,851.57	
		US TREASURY N/B 2	1,900,000.00	1,958,929.69	

		US TREASURY N/B 2	1,550,000.00	1,603,281.25	
		US TREASURY N/B 2	1,170,000.00	1,228,408.59	
		US TREASURY N/B 2	1,920,000.00	2,016,900.00	
		US TREASURY N/B 2	2,530,000.00	2,659,464.85	
		US TREASURY N/B 2	2,510,000.00	2,645,500.79	
		US TREASURY N/B 2	1,350,000.00	1,423,617.18	
		US TREASURY N/B 2	2,140,000.00	2,247,501.57	
		US TREASURY N/B 2	2,080,000.00	1,907,587.51	
		US TREASURY N/B 2.125	840,000.00	859,096.87	
		US TREASURY N/B 2.125	1,050,000.00	1,076,496.09	
		US TREASURY N/B 2.125	1,540,000.00	1,593,178.12	
		US TREASURY N/B 2.125	1,340,000.00	1,406,476.56	
		US TREASURY N/B 2.125	1,710,000.00	1,799,240.62	
		US TREASURY N/B 2.125	1,440,000.00	1,516,387.50	
		US TREASURY N/B 2.125	1,200,000.00	1,267,031.25	
		US TREASURY N/B 2.125	750,000.00	792,539.06	
		US TREASURY N/B 2.125	2,100,000.00	2,221,078.12	
		US TREASURY N/B 2.125	1,320,000.00	1,398,478.13	
		US TREASURY N/B 2.125	1,750,000.00	1,852,949.22	
		US TREASURY N/B 2.25	1,020,000.00	1,042,870.31	
		US TREASURY N/B 2.25	2,530,000.00	2,665,987.50	
		US TREASURY N/B 2.25	1,730,000.00	1,825,014.85	
		US TREASURY N/B 2.25	1,900,000.00	2,009,546.87	
		US TREASURY N/B 2.25	1,330,000.00	1,412,293.75	
		US TREASURY N/B 2.25	2,530,000.00	2,685,753.12	
		US TREASURY N/B 2.25	1,230,000.00	1,307,547.66	
		US TREASURY N/B 2.25	1,640,000.00	1,747,881.25	
		US TREASURY N/B 2.25	1,550,000.00	1,651,476.56	
		US TREASURY N/B 2.25	1,200,000.00	1,275,656.25	
		US TREASURY N/B 2.25	1,600,000.00	1,697,250.00	
		US TREASURY N/B 2.25	1,840,000.00	1,949,393.75	
		US TREASURY N/B 2.25	1,560,000.00	1,520,146.88	
		US TREASURY N/B 2.25	2,030,000.00	1,968,307.04	

		US TREASURY N/B 2.375	680,000.00	694,821.87	
		US TREASURY N/B 2.375	2,420,000.00	2,518,690.62	
		US TREASURY N/B 2.375	2,020,000.00	2,140,253.12	
		US TREASURY N/B 2.375	2,580,000.00	2,747,498.45	
		US TREASURY N/B 2.375	1,030,000.00	1,103,870.31	
		US TREASURY N/B 2.375	1,660,000.00	1,775,810.94	
		US TREASURY N/B 2.375	2,200,000.00	2,339,734.38	
		US TREASURY N/B 2.375	1,900,000.00	1,893,023.44	
		US TREASURY N/B 2.5	1,060,000.00	1,109,521.87	
		US TREASURY N/B 2.5	1,470,000.00	1,550,046.10	
		US TREASURY N/B 2.5	990,000.00	1,051,256.25	
		US TREASURY N/B 2.5	1,950,000.00	2,079,187.50	
		US TREASURY N/B 2.5	1,084,000.00	1,163,267.50	
		US TREASURY N/B 2.5	1,270,000.00	1,368,325.78	
		US TREASURY N/B 2.5	1,640,000.00	1,679,078.13	
		US TREASURY N/B 2.5	1,440,000.00	1,472,400.00	
		US TREASURY N/B 2.5	1,280,000.00	1,309,000.00	
		US TREASURY N/B 2.625	1,960,000.00	2,052,334.38	
		US TREASURY N/B 2.625	1,270,000.00	1,339,453.12	
		US TREASURY N/B 2.625	1,340,000.00	1,425,948.44	
		US TREASURY N/B 2.625	1,400,000.00	1,510,359.38	
		US TREASURY N/B 2.625	1,320,000.00	1,429,518.75	
		US TREASURY N/B 2.625	2,390,000.00	2,589,415.62	
		US TREASURY N/B 2.625	2,390,000.00	2,587,361.73	
		US TREASURY N/B 2.75	470,000.00	495,078.90	
		US TREASURY N/B 2.75	1,650,000.00	1,741,394.53	
		US TREASURY N/B 2.75	1,550,000.00	1,641,546.87	
		US TREASURY N/B 2.75	880,000.00	933,556.25	
		US TREASURY N/B 2.75	1,760,000.00	1,874,950.00	
		US TREASURY N/B 2.75	1,930,000.00	2,065,100.00	
		US TREASURY N/B 2.75	910,000.00	985,643.75	
		US TREASURY N/B 2.75	1,310,000.00	1,422,475.78	
		US TREASURY N/B 2.75	950,000.00	1,032,605.47	

		US TREASURY N/B 2.75	2,090,000.00	2,281,692.18	
		US TREASURY N/B 2.75	370,000.00	397,721.09	
		US TREASURY N/B 2.75	1,580,000.00	1,697,018.75	
		US TREASURY N/B 2.75	1,680,000.00	1,800,881.25	
		US TREASURY N/B 2.75	2,000,000.00	2,146,718.76	
		US TREASURY N/B 2.875	860,000.00	916,639.06	
		US TREASURY N/B 2.875	940,000.00	1,003,376.56	
		US TREASURY N/B 2.875	1,400,000.00	1,496,796.88	
		US TREASURY N/B 2.875	1,240,000.00	1,351,115.63	
		US TREASURY N/B 2.875	1,460,000.00	1,591,742.19	
		US TREASURY N/B 2.875	1,470,000.00	1,604,826.56	
		US TREASURY N/B 2.875	1,760,000.00	1,926,100.00	
		US TREASURY N/B 2.875	1,886,000.00	2,075,336.72	
		US TREASURY N/B 2.875	2,350,000.00	2,587,570.31	
		US TREASURY N/B 2.875	1,840,000.00	2,018,393.75	
		US TREASURY N/B 2.875	1,620,000.00	1,773,900.00	
		US TREASURY N/B 2.875	1,190,000.00	1,304,630.47	
		US TREASURY N/B 2.875	1,590,000.00	1,750,739.06	
		US TREASURY N/B 3	940,000.00	1,032,971.87	
		US TREASURY N/B 3	1,880,000.00	2,066,825.00	
		US TREASURY N/B 3	950,000.00	1,062,812.50	
		US TREASURY N/B 3	1,300,000.00	1,453,359.37	
		US TREASURY N/B 3	1,280,000.00	1,431,000.00	
		US TREASURY N/B 3	1,500,000.00	1,679,648.44	
		US TREASURY N/B 3	1,700,000.00	1,907,984.37	
		US TREASURY N/B 3	1,130,000.00	1,268,689.84	
		US TREASURY N/B 3	2,500,000.00	2,812,109.37	
		US TREASURY N/B 3	1,690,000.00	1,902,042.18	
		US TREASURY N/B 3	2,160,000.00	2,434,893.76	
		US TREASURY N/B 3.125	1,800,000.00	2,015,296.88	
		US TREASURY N/B 3.125	470,000.00	536,424.22	
		US TREASURY N/B 3.125	390,000.00	445,331.25	
		US TREASURY N/B 3.125	720,000.00	820,912.50	

		US TREASURY N/B 3.125	1,220,000.00	1,392,420.31	
		US TREASURY N/B 3.125	1,820,000.00	2,094,279.69	
		US TREASURY N/B 3.375	1,410,000.00	1,673,383.60	
		US TREASURY N/B 3.375	1,500,000.00	1,806,796.87	
		US TREASURY N/B 3.5	350,000.00	420,164.06	
		US TREASURY N/B 3.625	690,000.00	848,646.09	
		US TREASURY N/B 3.625	1,140,000.00	1,404,782.81	
		US TREASURY N/B 3.75	1,120,000.00	1,395,712.50	
		US TREASURY N/B 3.75	1,050,000.00	1,316,765.62	
		US TREASURY N/B 3.875	720,000.00	909,337.50	
		US TREASURY N/B 4.25	370,000.00	486,867.97	
		US TREASURY N/B 4.25	900,000.00	1,192,570.31	
		US TREASURY N/B 4.375	390,000.00	516,292.97	
		US TREASURY N/B 4.375	700,000.00	937,453.12	
		US TREASURY N/B 4.375	390,000.00	523,635.93	
		US TREASURY N/B 4.375	360,000.00	485,690.62	
		US TREASURY N/B 4.5	290,000.00	384,204.68	
		US TREASURY N/B 4.5	330,000.00	443,489.06	
		US TREASURY N/B 4.5	590,000.00	800,464.06	
		US TREASURY N/B 4.625	610,000.00	842,467.18	
		US TREASURY N/B 4.75	320,000.00	451,150.00	
		US TREASURY N/B 5	310,000.00	435,695.31	
		US TREASURY N/B 5.25	1,270,000.00	1,620,738.28	
		US TREASURY N/B 5.25	960,000.00	1,230,525.00	
		US TREASURY N/B 5.375	570,000.00	763,265.62	
		US TREASURY N/B 5.5	640,000.00	823,700.00	
		US TREASURY N/B 6	2,000,000.00	2,489,375.00	
		US TREASURY N/B 6.125	1,050,000.00	1,374,433.59	
		US TREASURY N/B 6.25	300,000.00	342,960.93	
		US TREASURY N/B 6.25	390,000.00	544,933.59	
	米ドル 小計		353,720,000.00	368,087,648.70 (40,750,983,587)	
	カナダドル	CANADA-GOV'T 0.25	800,000.00	800,664.00	

		CANADA-GOV'T 0.25	1,200,000.00	1,200,240.00	
		CANADA-GOV'T 0.25	520,000.00	501,254.00	
		CANADA-GOV'T 0.5	710,000.00	712,236.50	
		CANADA-GOV'T 0.5	960,000.00	944,044.80	
		CANADA-GOV'T 0.5	800,000.00	724,880.00	
		CANADA-GOV'T 1	970,000.00	981,252.00	
		CANADA-GOV'T 1	364,000.00	361,259.08	
		CANADA-GOV'T 1.25	500,000.00	510,140.00	
		CANADA-GOV'T 1.25	1,300,000.00	1,272,947.00	
		CANADA-GOV'T 1.5	860,000.00	872,427.00	
		CANADA-GOV'T 1.5	750,000.00	770,070.00	
		CANADA-GOV'T 1.5	590,000.00	608,455.20	
		CANADA-GOV'T 1.5	644,000.00	660,035.60	
		CANADA-GOV'T 1.75	711,000.00	731,384.37	
		CANADA-GOV'T 2	798,000.00	829,959.90	
		CANADA-GOV'T 2	300,000.00	315,363.00	
		CANADA-GOV'T 2	656,000.00	660,920.00	
		CANADA-GOV'T 2.25	426,000.00	448,326.66	
		CANADA-GOV'T 2.25	651,000.00	690,697.98	
		CANADA-GOV'T 2.25	570,000.00	609,193.20	
		CANADA-GOV'T 2.5	580,000.00	616,563.20	
		CANADA-GOV'T 2.75	930,000.00	958,272.00	
		CANADA-GOV'T 2.75	450,000.00	525,708.00	
		CANADA-GOV'T 2.75	380,000.00	466,115.60	
		CANADA-GOV'T 3.5	710,000.00	925,605.70	
		CANADA-GOV'T 4	590,000.00	800,995.80	
		CANADA-GOV'T 5	350,000.00	508,994.50	
		CANADA-GOV'T 5.75	420,000.00	561,582.00	
		CANADA-GOV'T 5.75	530,000.00	766,645.00	
	カナダドル 小計		20,020,000.00	21,336,232.09 (1,872,894,452)	
	メキシコペソ	MEXICAN BONOS 10	11,880,000.00	13,549,971.60	
		MEXICAN BONOS 10	5,770,000.00	7,167,041.63	

		MEXICAN BONOS 5.75	8,220,000.00	8,121,853.20	
		MEXICAN BONOS 6.5	13,360,000.00	13,600,622.95	
		MEXICAN BONOS 6.75	8,090,000.00	8,355,211.23	
		MEXICAN BONOS 7.5	12,870,000.00	13,658,773.98	
		MEXICAN BONOS 7.75	5,910,000.00	6,271,599.21	
		MEXICAN BONOS 7.75	3,610,000.00	3,768,243.26	
		MEXICAN BONOS 7.75	8,110,000.00	8,147,141.36	
		MEXICAN BONOS 8	10,100,000.00	10,761,146.00	
		MEXICAN BONOS 8	12,110,000.00	12,970,173.30	
		MEXICAN BONOS 8	6,730,000.00	6,864,263.50	
		MEXICAN BONOS 8.5	12,690,000.00	14,184,744.94	
		MEXICAN BONOS 8.5	7,460,000.00	8,142,985.38	
	メキシコペソ 小計		126,910,000.00	135,563,771.54 (729,333,090)	
	ユーロ	BELGIAN 0326 4	450,000.00	649,071.00	
		BELGIAN 0	420,000.00	430,315.20	
		BELGIAN 0.1	460,000.00	469,154.00	
		BELGIAN 0.2	440,000.00	449,869.20	
		BELGIAN 0.4	230,000.00	225,206.80	
		BELGIAN 0.8	700,000.00	741,237.00	
		BELGIAN 0.8	721,000.00	776,185.34	
		BELGIAN 0.8	703,000.00	760,533.52	
		BELGIAN 0291 5.5	638,000.00	903,471.80	
		BELGIAN 0304 5	720,000.00	1,195,509.60	
		BELGIAN 0308 4	570,000.00	596,436.60	
		BELGIAN 0320 4.25	710,000.00	1,214,426.60	
		BELGIAN 0324 4.5	370,000.00	464,253.80	
		BELGIAN 0325 4.25	630,000.00	676,909.80	
		BELGIAN 0328 2.25	540,000.00	575,553.60	
		BELGIAN 0332 2.6	870,000.00	962,133.00	
		BELGIAN 0333 3	400,000.00	548,228.00	
		BELGIAN 0338 0.5	400,000.00	416,080.00	
		BELGIAN 0338 2.25	220,000.00	315,167.60	

		BELGIAN 0344 1.45	230,000.00	269,175.90	
		BELGIAN 0347 0.9	650,000.00	709,956.00	
		BELGIAN 0348 1.7	450,000.00	557,077.50	
		BELGIAN 0353 0.65	230,000.00	197,972.50	
		BELGIAN 1	752,000.00	811,505.76	
		BELGIAN 1	470,000.00	520,026.80	
		BELGIAN 1.25	530,000.00	604,306.00	
		BELGIAN 1.6	470,000.00	566,646.10	
		BELGIAN 1.9	310,000.00	387,317.10	
		BELGIAN 2.15	190,000.00	273,820.40	
		BELGIAN 3.75	450,000.00	761,530.50	
		BTPS 0.05	220,000.00	221,716.00	
		BTPS 0.35	750,000.00	763,822.50	
		BTPS 0.5	550,000.00	562,793.00	
		BTPS 0.6	1,710,000.00	1,746,081.00	
		BTPS 0.6	530,000.00	523,666.50	
		BTPS 0.65	470,000.00	481,557.30	
		BTPS 0.85	800,000.00	831,944.00	
		BTPS 0.9	750,000.00	762,982.50	
		BTPS 0.9	200,000.00	204,294.00	
		BTPS 0.95	960,000.00	984,211.20	
		BTPS 0.95	640,000.00	656,435.20	
		BTPS 0.95	210,000.00	219,353.40	
		BTPS 0.95	1,120,000.00	1,155,582.40	
		BTPS 0.95	210,000.00	203,983.50	
		BTPS 1	260,000.00	264,742.40	
		BTPS 1.2	360,000.00	365,922.00	
		BTPS 1.25	600,000.00	638,046.00	
		BTPS 1.35	920,000.00	937,056.80	
		BTPS 1.35	840,000.00	897,859.20	
		BTPS 1.45	1,290,000.00	1,324,649.40	
		BTPS 1.45	1,010,000.00	1,069,155.70	
		BTPS 1.45	910,000.00	967,621.20	

		BTPS 1.45	540,000.00	567,799.20	
		BTPS 1.5	800,000.00	853,152.00	
		BTPS 1.6	1,226,000.00	1,323,614.12	
		BTPS 1.65	610,000.00	667,626.70	
		BTPS 1.65	1,330,000.00	1,453,530.40	
		BTPS 1.7	440,000.00	442,208.80	
		BTPS 1.75	340,000.00	361,698.80	
		BTPS 1.8	350,000.00	374,668.00	
		BTPS 1.85	972,000.00	1,035,141.12	
		BTPS 1.85	510,000.00	551,452.80	
		BTPS 2	970,000.00	1,061,655.30	
		BTPS 2	930,000.00	1,036,726.80	
		BTPS 2.05	730,000.00	813,628.80	
		BTPS 2.1	570,000.00	630,819.00	
		BTPS 2.2	1,150,000.00	1,291,231.50	
		BTPS 2.25	840,000.00	977,146.80	
		BTPS 2.45	370,000.00	395,670.60	
		BTPS 2.45	760,000.00	897,301.60	
		BTPS 2.45	340,000.00	402,029.60	
		BTPS 2.5	730,000.00	801,050.90	
		BTPS 2.5	670,000.00	748,410.10	
		BTPS 2.7	600,000.00	742,956.00	
		BTPS 2.8	540,000.00	637,686.00	
		BTPS 2.8	570,000.00	709,245.30	
		BTPS 2.95	540,000.00	684,882.00	
		BTPS 3	880,000.00	1,060,417.60	
		BTPS 3.1	560,000.00	725,211.20	
		BTPS 3.25	620,000.00	839,021.20	
		BTPS 3.35	990,000.00	1,288,851.30	
		BTPS 3.45	490,000.00	688,332.40	
		BTPS 3.5	1,250,000.00	1,570,862.50	
		BTPS 3.75	930,000.00	1,055,633.70	
		BTPS 3.85	850,000.00	1,277,269.50	

		BTPS 4	1,050,000.00	1,481,949.00	
		BTPS 4.5	1,020,000.00	1,123,897.20	
		BTPS 4.5	1,000,000.00	1,138,770.00	
		BTPS 4.5	750,000.00	915,465.00	
		BTPS 4.75	1,040,000.00	1,164,789.60	
		BTPS 4.75	1,110,000.00	1,464,101.10	
		BTPS 4.75	1,060,000.00	1,740,308.00	
		BTPS 5	1,070,000.00	1,123,435.80	
		BTPS 5	930,000.00	1,117,041.60	
		BTPS 5	810,000.00	1,218,061.80	
		BTPS 5	890,000.00	1,433,193.70	
		BTPS 5	930,000.00	1,511,519.70	
		BTPS 5.25	1,350,000.00	1,889,946.00	
		BTPS 5.5	880,000.00	953,480.00	
		BTPS 5.5	620,000.00	677,722.00	
		BTPS 5.75	930,000.00	1,443,490.20	
		BTPS 6	1,240,000.00	1,883,944.40	
		BTPS 6.5	1,450,000.00	2,038,990.00	
		BTPS 7.25	563,000.00	786,865.69	
		BTPS 9	570,000.00	707,358.60	
		BUNDESOBL-120 0	260,000.00	267,290.40	
		BUNDESOBL-175 0	790,000.00	795,411.50	
		BUNDESOBL-176 0	2,150,000.00	2,172,704.00	
		BUNDESOBL-177 0	802,000.00	813,781.38	
		BUNDESOBL-178 0	900,000.00	916,794.00	
		BUNDESOBL-179 0	880,000.00	899,333.60	
		BUNDESOBL-180 0	3,210,000.00	3,291,213.00	
		BUNDESOBL-182 0	400,000.00	412,176.00	
		BUNDESSCHATZANW 0	430,000.00	432,674.60	
		BUNDESSCHATZANW 0	100,000.00	100,996.00	
		DEUTSCHLAND REP 0	1,060,000.00	1,096,146.00	
		DEUTSCHLAND REP 0	770,000.00	797,412.00	
		DEUTSCHLAND REP 0	850,000.00	879,495.00	

		DEUTSCHLAND REP 0	750,000.00	775,020.00	
		DEUTSCHLAND REP 0	1,660,000.00	1,711,941.40	
		DEUTSCHLAND REP 0	420,000.00	422,444.40	
		DEUTSCHLAND REP 0	980,000.00	906,715.60	
		DEUTSCHLAND REP 0.25	1,240,000.00	1,302,496.00	
		DEUTSCHLAND REP 0.25	1,350,000.00	1,425,019.50	
		DEUTSCHLAND REP 0.25	1,130,000.00	1,193,325.20	
		DEUTSCHLAND REP 0.5	915,000.00	958,334.40	
		DEUTSCHLAND REP 0.5	1,660,000.00	1,754,952.00	
		DEUTSCHLAND REP 0.5	1,181,000.00	1,262,524.43	
		DEUTSCHLAND REP 0.5	1,080,000.00	1,157,587.20	
		DEUTSCHLAND REP 1	810,000.00	857,717.10	
		DEUTSCHLAND REP 1	1,020,000.00	1,096,173.60	
		DEUTSCHLAND REP 1.25	830,000.00	1,055,212.20	
		DEUTSCHLAND REP 1.5	890,000.00	918,088.40	
		DEUTSCHLAND REP 1.5	720,000.00	750,045.60	
		DEUTSCHLAND REP 1.5	990,000.00	1,036,916.10	
		DEUTSCHLAND REP 1.5	910,000.00	974,018.50	
		DEUTSCHLAND REP 1.75	950,000.00	979,241.00	
		DEUTSCHLAND REP 1.75	820,000.00	879,228.60	
		DEUTSCHLAND REP 2	1,000,000.00	1,065,400.00	
		DEUTSCHLAND REP 2.5	976,000.00	1,510,194.08	
		DEUTSCHLAND REP 2.5	1,410,000.00	2,227,207.80	
		DEUTSCHLAND REP 3.25	1,090,000.00	1,822,185.70	
		DEUTSCHLAND REP 4	1,108,000.00	1,820,765.32	
		DEUTSCHLAND REP 4.25	777,000.00	1,380,892.17	
		DEUTSCHLAND REP 4.75	540,000.00	752,284.80	
		DEUTSCHLAND REP 4.75	1,370,000.00	2,276,542.70	
		DEUTSCHLAND REP 4.75	849,000.00	1,622,999.34	
		DEUTSCHLAND REP 5.5	1,140,000.00	1,804,711.20	
		DEUTSCHLAND REP 5.625	560,000.00	798,940.80	
		DEUTSCHLAND REP 6.25	400,000.00	478,036.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25	730,000.00	1,166,175.00	

		DEUTSCHLAND REP 6.5	790,000.00	1,148,628.40	
		FINNISH GOV'T 0	220,000.00	221,546.60	
		FINNISH GOV'T 0	170,000.00	172,754.00	
		FINNISH GOV'T 0	300,000.00	306,531.00	
		FINNISH GOV'T 0.125	120,000.00	118,419.60	
		FINNISH GOV'T 0.125	130,000.00	115,684.40	
		FINNISH GOV'T 0.25	220,000.00	216,194.00	
		FINNISH GOV'T 0.5	200,000.00	210,576.00	
		FINNISH GOV'T 0.5	150,000.00	159,132.00	
		FINNISH GOV'T 0.5	130,000.00	138,076.90	
		FINNISH GOV'T 0.5	350,000.00	371,392.00	
		FINNISH GOV'T 0.75	290,000.00	314,966.10	
		FINNISH GOV'T 0.875	200,000.00	212,992.00	
		FINNISH GOV'T 1.125	160,000.00	181,454.40	
		FINNISH GOV'T 1.375	120,000.00	148,317.60	
		FINNISH GOV'T 1.5	240,000.00	250,692.00	
		FINNISH GOV'T 1.625	160,000.00	165,420.80	
		FINNISH GOV'T 2	220,000.00	237,947.60	
		FINNISH GOV'T 2.625	210,000.00	308,643.30	
		FINNISH GOV'T 2.75	250,000.00	307,400.00	
		FINNISH GOV'T 4	260,000.00	311,602.20	
		FRANCE O.A.T. 0	2,560,000.00	2,579,660.80	
		FRANCE O.A.T. 0	200,000.00	202,580.00	
		FRANCE O.A.T. 0	1,340,000.00	1,357,929.20	
		FRANCE O.A.T. 0	1,410,000.00	1,436,493.90	
		FRANCE O.A.T. 0	1,400,000.00	1,431,962.00	
		FRANCE O.A.T. 0	720,000.00	737,078.40	
		FRANCE O.A.T. 0	1,640,000.00	1,659,909.60	
		FRANCE O.A.T. 0	1,820,000.00	1,827,753.20	
		FRANCE O.A.T. 0.25	1,700,000.00	1,766,164.00	
		FRANCE O.A.T. 0.5	390,000.00	316,052.10	
		FRANCE O.A.T. 0.5	1,620,000.00	1,692,219.60	
		FRANCE O.A.T. 0.5	1,522,000.00	1,599,317.60	

		FRANCE O.A.T. 0.5	1,930,000.00	2,039,488.90	
		FRANCE O.A.T. 0.5	480,000.00	479,049.60	
		FRANCE O.A.T. 0.75	1,800,000.00	1,935,558.00	
		FRANCE O.A.T. 0.75	1,720,000.00	1,851,941.20	
		FRANCE O.A.T. 0.75	790,000.00	774,926.80	
		FRANCE O.A.T. 1	1,443,000.00	1,546,578.54	
		FRANCE O.A.T. 1	1,530,000.00	1,662,008.40	
		FRANCE O.A.T. 1.25	1,520,000.00	1,727,677.60	
		FRANCE O.A.T. 1.25	1,510,000.00	1,720,086.30	
		FRANCE O.A.T. 1.5	1,940,000.00	2,240,040.40	
		FRANCE O.A.T. 1.5	1,190,000.00	1,416,326.10	
		FRANCE O.A.T. 1.75	1,660,000.00	1,746,901.00	
		FRANCE O.A.T. 1.75	2,270,000.00	2,467,104.10	
		FRANCE O.A.T. 1.75	1,380,000.00	1,701,691.80	
		FRANCE O.A.T. 1.75	520,000.00	679,556.80	
		FRANCE O.A.T. 2	1,050,000.00	1,382,724.00	
		FRANCE O.A.T. 2.25	1,260,000.00	1,318,212.00	
		FRANCE O.A.T. 2.25	1,380,000.00	1,506,242.40	
		FRANCE O.A.T. 2.5	1,890,000.00	2,345,452.20	
		FRANCE O.A.T. 2.75	2,230,000.00	2,692,814.20	
		FRANCE O.A.T. 3	1,580,000.00	1,641,936.00	
		FRANCE O.A.T. 3.25	1,350,000.00	2,144,461.50	
		FRANCE O.A.T. 3.5	2,019,000.00	2,433,419.94	
		FRANCE O.A.T. 4	1,130,000.00	1,826,961.40	
		FRANCE O.A.T. 4	840,000.00	1,632,674.40	
		FRANCE O.A.T. 4	680,000.00	1,384,044.80	
		FRANCE O.A.T. 4.25	1,800,000.00	2,029,482.00	
		FRANCE O.A.T. 4.5	1,490,000.00	2,637,270.20	
		FRANCE O.A.T. 4.75	1,330,000.00	2,171,105.30	
		FRANCE O.A.T. 5.5	1,490,000.00	2,188,094.80	
		FRANCE O.A.T. 5.75	1,200,000.00	1,993,596.00	
		FRANCE O.A.T. 6	1,640,000.00	2,138,461.60	
		FRANCE O.A.T. 8.5	820,000.00	976,825.00	

		IRISH GOVT 0	310,000.00	313,022.50	
		IRISH GOVT 0	160,000.00	159,041.60	
		IRISH GOVT 0.2	270,000.00	279,501.30	
		IRISH GOVT 0.2	320,000.00	326,918.40	
		IRISH GOVT 0.4	260,000.00	264,945.20	
		IRISH GOVT 0.8	260,000.00	263,575.00	
		IRISH GOVT 0.9	220,000.00	238,673.60	
		IRISH GOVT 1	510,000.00	548,607.00	
		IRISH GOVT 1.1	240,000.00	264,840.00	
		IRISH GOVT 1.3	200,000.00	227,790.00	
		IRISH GOVT 1.35	170,000.00	193,249.20	
		IRISH GOVT 1.5	180,000.00	214,662.60	
		IRISH GOVT 1.7	300,000.00	363,507.00	
		IRISH GOVT 2	410,000.00	537,575.60	
		IRISH GOVT 2.4	590,000.00	725,210.30	
		IRISH GOVT 3.4	400,000.00	447,608.00	
		IRISH GOVT 3.9	240,000.00	261,523.20	
		IRISH GOVT 5.4	436,000.00	539,471.52	
		NETHERLANDS GOVT 0	990,000.00	1,009,186.20	
		NETHERLANDS GOVT 0	110,000.00	113,157.00	
		NETHERLANDS GOVT 0	570,000.00	582,374.70	
		NETHERLANDS GOVT 0	200,000.00	203,090.00	
		NETHERLANDS GOVT 0	340,000.00	305,891.20	
		NETHERLANDS GOVT 0.25	690,000.00	716,047.50	
		NETHERLANDS GOVT 0.25	550,000.00	575,723.50	
		NETHERLANDS GOVT 0.5	680,000.00	718,556.00	
		NETHERLANDS GOVT 0.5	350,000.00	370,790.00	
		NETHERLANDS GOVT 0.75	810,000.00	873,058.50	
		NETHERLANDS GOVT 0.75	580,000.00	628,923.00	
		NETHERLANDS GOVT 1.75	720,000.00	760,816.80	
		NETHERLANDS GOVT 2	730,000.00	794,999.20	
		NETHERLANDS GOVT 2.25	320,000.00	332,134.40	
		NETHERLANDS GOVT 2.5	590,000.00	771,242.10	

		NETHERLANDS GOVT 2.75	720,000.00	1,170,064.80	
		NETHERLANDS GOVT 3.75	280,000.00	302,520.40	
		NETHERLANDS GOVT 3.75	640,000.00	1,106,540.80	
		NETHERLANDS GOVT 4	670,000.00	1,085,440.20	
		NETHERLANDS GOVT 5.5	480,000.00	676,459.20	
		NETHERLANDS GOVT 7.5	530,000.00	608,768.60	
		REP OF AUSTRIA 0	350,000.00	353,402.00	
		REP OF AUSTRIA 0	570,000.00	577,774.80	
		REP OF AUSTRIA 0	290,000.00	294,341.30	
		REP OF AUSTRIA 0	260,000.00	265,241.60	
		REP OF AUSTRIA 0	300,000.00	304,215.00	
		REP OF AUSTRIA 0	200,000.00	186,402.00	
		REP OF AUSTRIA 0.5	320,000.00	338,867.20	
		REP OF AUSTRIA 0.5	500,000.00	530,655.00	
		REP OF AUSTRIA 0.75	550,000.00	588,208.50	
		REP OF AUSTRIA 0.75	300,000.00	323,346.00	
		REP OF AUSTRIA 0.75	220,000.00	232,625.80	
		REP OF AUSTRIA 0.85	130,000.00	125,677.50	
		REP OF AUSTRIA 1.2	460,000.00	497,503.80	
		REP OF AUSTRIA 1.5	380,000.00	520,242.80	
		REP OF AUSTRIA 1.5	290,000.00	362,630.50	
		REP OF AUSTRIA 1.65	430,000.00	465,251.40	
		REP OF AUSTRIA 1.75	440,000.00	467,178.80	
		REP OF AUSTRIA 2.1	40,000.00	69,734.40	
		REP OF AUSTRIA 2.4	590,000.00	768,947.00	
		REP OF AUSTRIA 3.15	310,000.00	501,297.90	
		REP OF AUSTRIA 3.4	400,000.00	426,860.00	
		REP OF AUSTRIA 3.65	450,000.00	470,407.50	
		REP OF AUSTRIA 3.8	220,000.00	470,866.00	
		REP OF AUSTRIA 4.15	400,000.00	649,848.00	
		REP OF AUSTRIA 4.85	360,000.00	457,974.00	
		REP OF AUSTRIA 6.25	436,000.00	622,224.32	
		SPANISH GOV'T 0	1,280,000.00	1,293,312.00	

		SPANISH GOV'T 0	540,000.00	547,770.60	
		SPANISH GOV'T 0	320,000.00	324,297.60	
		SPANISH GOV'T 0.1	220,000.00	214,748.60	
		SPANISH GOV'T 0.25	440,000.00	449,926.40	
		SPANISH GOV'T 0.35	1,140,000.00	1,162,594.80	
		SPANISH GOV'T 0.4	1,030,000.00	1,040,516.30	
		SPANISH GOV'T 0.45	780,000.00	792,464.40	
		SPANISH GOV'T 0.5	680,000.00	697,224.40	
		SPANISH GOV'T 0.6	850,000.00	882,062.00	
		SPANISH GOV'T 0.8	1,110,000.00	1,173,525.30	
		SPANISH GOV'T 1	490,000.00	457,478.70	
		SPANISH GOV'T 1.2	710,000.00	738,023.70	
		SPANISH GOV'T 1.25	1,020,000.00	1,113,370.80	
		SPANISH GOV'T 1.3	1,260,000.00	1,368,145.80	
		SPANISH GOV'T 1.4	1,040,000.00	1,144,468.00	
		SPANISH GOV'T 1.4	1,309,000.00	1,442,282.38	
		SPANISH GOV'T 1.45	210,000.00	193,269.30	
		SPANISH GOV'T 1.45	995,000.00	1,095,325.85	
		SPANISH GOV'T 1.45	970,000.00	1,074,624.20	
		SPANISH GOV'T 1.5	900,000.00	991,377.00	
		SPANISH GOV'T 1.6	970,000.00	1,048,734.90	
		SPANISH GOV'T 1.85	330,000.00	382,783.50	
		SPANISH GOV'T 1.95	855,000.00	952,196.40	
		SPANISH GOV'T 1.95	1,191,000.00	1,379,273.28	
		SPANISH GOV'T 2.15	880,000.00	980,804.00	
		SPANISH GOV'T 2.35	1,110,000.00	1,351,735.80	
		SPANISH GOV'T 2.7	560,000.00	755,423.20	
		SPANISH GOV'T 2.75	910,000.00	1,014,049.40	
		SPANISH GOV'T 2.9	690,000.00	956,464.20	
		SPANISH GOV'T 3.45	690,000.00	1,102,406.10	
		SPANISH GOV'T 3.8	930,000.00	1,052,843.70	
		SPANISH GOV'T 4.2	970,000.00	1,473,255.40	
		SPANISH GOV'T 4.4	860,000.00	969,753.20	

		SPANISH GOV'T 4.65	989,000.00	1,205,066.83	
		SPANISH GOV'T 4.7	830,000.00	1,401,596.10	
		SPANISH GOV'T 4.8	900,000.00	1,035,522.00	
		SPANISH GOV'T 4.9	710,000.00	1,212,502.50	
		SPANISH GOV'T 5.15	630,000.00	873,507.60	
		SPANISH GOV'T 5.15	680,000.00	1,255,994.00	
		SPANISH GOV'T 5.4	680,000.00	754,521.20	
		SPANISH GOV'T 5.75	1,070,000.00	1,703,664.70	
		SPANISH GOV'T 5.9	870,000.00	1,156,543.20	
		SPANISH GOV'T 6	850,000.00	1,243,949.50	
	ユーロ 小計		249,098,000.00	295,477,409.53 (38,352,967,756)	
	英ポンド	UK TSY GILT 0.125	1,110,000.00	1,111,154.40	
		UK TSY GILT 0.125	470,000.00	464,689.00	
		UK TSY GILT 0.375	890,000.00	850,199.20	
		UK TSY GILT 0.5	870,000.00	875,794.20	
		UK TSY GILT 0.5	80,000.00	60,842.40	
		UK TSY GILT 0.625	1,030,000.00	1,046,201.90	
		UK TSY GILT 0.625	230,000.00	213,076.60	
		UK TSY GILT 0.625	110,000.00	90,422.20	
		UK TSY GILT 0.75	1,100,000.00	1,117,248.00	
		UK TSY GILT 0.875	810,000.00	817,354.80	
		UK TSY GILT 0.875	50,000.00	44,771.00	
		UK TSY GILT 1	880,000.00	903,337.60	
		UK TSY GILT 1.25	850,000.00	888,794.00	
		UK TSY GILT 1.25	610,000.00	602,222.50	
		UK TSY GILT 1.5	1,190,000.00	1,259,960.10	
		UK TSY GILT 1.5	840,000.00	866,409.60	
		UK TSY GILT 1.625	590,000.00	689,969.60	
		UK TSY GILT 1.625	770,000.00	826,048.30	
		UK TSY GILT 1.625	290,000.00	312,707.00	
		UK TSY GILT 1.75	1,240,000.00	1,271,062.00	
		UK TSY GILT 1.75	960,000.00	1,035,168.00	

		UK TSY GILT 1.75	620,000.00	677,219.80	
		UK TSY GILT 1.75	520,000.00	588,546.40	
		UK TSY GILT 2	430,000.00	463,110.00	
		UK TSY GILT 2.25	1,100,000.00	1,158,278.00	
		UK TSY GILT 2.5	510,000.00	726,846.90	
		UK TSY GILT 2.75	440,000.00	479,089.60	
		UK TSY GILT 3.25	920,000.00	1,264,981.60	
		UK TSY GILT 3.5	890,000.00	1,280,745.60	
		UK TSY GILT 3.5	760,000.00	1,378,206.80	
		UK TSY GILT 3.75	720,000.00	1,165,485.60	
		UK TSY GILT 4	130,000.00	134,860.70	
		UK TSY GILT 4	710,000.00	1,304,404.90	
		UK TSY GILT 4.25	550,000.00	684,541.00	
		UK TSY GILT 4.25	1,010,000.00	1,362,580.90	
		UK TSY GILT 4.25	637,000.00	908,922.56	
		UK TSY GILT 4.25	580,000.00	868,468.80	
		UK TSY GILT 4.25	680,000.00	1,032,722.80	
		UK TSY GILT 4.25	730,000.00	1,187,929.00	
		UK TSY GILT 4.25	820,000.00	1,388,079.60	
		UK TSY GILT 4.25	680,000.00	1,239,028.00	
		UK TSY GILT 4.5	825,000.00	1,178,859.00	
		UK TSY GILT 4.5	795,000.00	1,272,954.00	
		UK TSY GILT 4.75	740,000.00	1,010,003.80	
		UK TSY GILT 4.75	690,000.00	1,080,567.60	
		UK TSY GILT 5	600,000.00	712,398.00	
		UK TSY GILT 6	770,000.00	1,076,829.60	
	英ポンド 小計		32,827,000.00	40,973,092.96 (6,237,333,941)	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 0.125	1,200,000.00	1,165,020.00	
		SWEDISH GOVRNMNT 0.75	2,650,000.00	2,757,060.00	
		SWEDISH GOVRNMNT 0.75	2,310,000.00	2,395,054.20	
		SWEDISH GOVRNMNT 1	2,890,000.00	3,048,718.80	
		SWEDISH GOVRNMNT 1.5	3,880,000.00	4,060,614.00	

		SWEDISH GOVRNMNT 2.5	3,360,000.00	3,726,676.80	
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5	4,220,000.00	4,409,267.00	
		SWEDISH GOVRNMNT 3.5	1,900,000.00	2,768,205.00	
	スウェーデンクローナ 小計		22,410,000.00	24,330,615.80 (308,755,514)	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 1.25	1,000,000.00	975,800.00	
		NORWEGIAN GOV'T 1.375	1,760,000.00	1,745,515.20	
		NORWEGIAN GOV'T 1.5	1,810,000.00	1,848,046.20	
		NORWEGIAN GOV'T 1.75	1,930,000.00	1,992,107.40	
		NORWEGIAN GOV'T 1.75	1,450,000.00	1,496,574.00	
		NORWEGIAN GOV'T 1.75	1,720,000.00	1,767,592.40	
		NORWEGIAN GOV'T 2	3,390,000.00	3,495,869.70	
		NORWEGIAN GOV'T 2	2,040,000.00	2,136,900.00	
		NORWEGIAN GOV'T 3	2,370,000.00	2,526,372.60	
	ノルウェークローネ 小計		17,470,000.00	17,984,777.50 (233,082,716)	
	デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 0.25	1,870,000.00	1,892,346.50	
		DENMARK - BULLET 0.25	720,000.00	675,576.00	
		DENMARK - BULLET 0.5	3,667,000.00	3,855,117.10	
		DENMARK - BULLET 0.5	4,060,000.00	4,263,000.00	
		DENMARK - BULLET 1.5	2,360,000.00	2,481,776.00	
		DENMARK - BULLET 1.75	3,144,000.00	3,460,600.80	
		DENMARK - BULLET 4.5	5,760,000.00	10,210,176.00	
	デンマーククローネ 小計		21,581,000.00	26,838,592.40 (468,333,437)	
	ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND	1,590,000.00	1,589,831.73	
		POLAND GOVT BOND 0.75	1,800,000.00	1,808,064.00	
		POLAND GOVT BOND 1.25	220,000.00	213,349.40	
		POLAND GOVT BOND 2.25	2,080,000.00	2,130,523.20	
		POLAND GOVT BOND 2.25	50,000.00	53,063.00	
		POLAND GOVT BOND 2.5	40,000.00	41,787.60	
		POLAND GOVT BOND 2.5	4,240,000.00	4,515,896.80	
		POLAND GOVT BOND 2.5	1,620,000.00	1,752,499.80	
		POLAND GOVT BOND 2.5	490,000.00	531,777.40	

		POLAND GOVT BOND 2.75	1,930,000.00	2,121,745.50	
		POLAND GOVT BOND 2.75	1,560,000.00	1,723,425.60	
		POLAND GOVT BOND 3.25	860,000.00	953,327.20	
		POLAND GOVT BOND 4	1,320,000.00	1,448,502.00	
		POLAND GOVT BOND 5.75	1,520,000.00	2,029,595.20	
	ポーランドズロチ 小計		19,320,000.00	20,913,388.43 (582,647,001)	
	オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 0.25	870,000.00	867,637.95	
		AUSTRALIAN GOVT. 0.25	1,250,000.00	1,227,277.50	
		AUSTRALIAN GOVT. 0.5	1,000,000.00	979,730.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 1	910,000.00	850,634.33	
		AUSTRALIAN GOVT. 1	900,000.00	827,122.50	
		AUSTRALIAN GOVT. 1.25	650,000.00	608,371.40	
		AUSTRALIAN GOVT. 1.5	650,000.00	631,670.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 1.75	580,000.00	463,032.56	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.25	670,000.00	693,805.10	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.25	600,000.00	639,480.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.5	1,710,000.00	1,833,975.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75	1,200,000.00	1,297,107.60	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75	1,280,000.00	1,409,920.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75	410,000.00	451,571.95	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75	1,350,000.00	1,479,195.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75	579,000.00	619,877.40	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75	613,000.00	631,390.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 3	610,000.00	647,760.22	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25	1,010,000.00	1,121,605.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25	1,261,000.00	1,433,630.90	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25	370,000.00	413,290.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.75	710,000.00	850,821.40	
		AUSTRALIAN GOVT. 4.25	1,339,000.00	1,572,253.80	
		AUSTRALIAN GOVT. 4.5	721,000.00	918,986.60	
		AUSTRALIAN GOVT. 4.75	510,000.00	621,996.00	
		AUSTRALIAN GOVT. 5.5	1,030,000.00	1,144,021.00	

		AUSTRALIAN GOVT. 5.75	1,120,000.00	1,201,760.00	
	オーストラリアドル 小計		23,903,000.00	25,437,923.21 (2,145,943,201)	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 1.75	180,000.00	182,340.00	
		SINGAPORE GOV'T 1.75	300,000.00	306,720.00	
		SINGAPORE GOV'T 1.875	210,000.00	203,134.05	
		SINGAPORE GOV'T 2	220,000.00	228,008.00	
		SINGAPORE GOV'T 2.125	270,000.00	283,635.00	
		SINGAPORE GOV'T 2.25	250,000.00	256,717.50	
		SINGAPORE GOV'T 2.375	170,000.00	180,319.00	
		SINGAPORE GOV'T 2.375	130,000.00	136,203.60	
		SINGAPORE GOV'T 2.625	280,000.00	302,120.00	
		SINGAPORE GOV'T 2.75	350,000.00	366,555.00	
		SINGAPORE GOV'T 2.75	180,000.00	200,700.00	
		SINGAPORE GOV'T 2.75	350,000.00	392,700.00	
		SINGAPORE GOV'T 2.875	320,000.00	351,520.00	
		SINGAPORE GOV'T 2.875	250,000.00	274,836.25	
		SINGAPORE GOV'T 3	290,000.00	311,750.00	
		SINGAPORE GOV'T 3.125	320,000.00	331,904.00	
		SINGAPORE GOV'T 3.375	230,000.00	265,765.00	
		SINGAPORE GOV'T 3.5	330,000.00	371,580.00	
	シンガポールドル 小計		4,630,000.00	4,946,507.40 (406,949,163)	
	マレーシアリンギット	MALAYSIA GOVT 2.632	500,000.00	472,260.79	
		MALAYSIA GOVT 3.418	500,000.00	509,907.95	
		MALAYSIA GOVT 3.478	110,000.00	113,804.53	
		MALAYSIA GOVT 3.48	420,000.00	431,009.71	
		MALAYSIA GOVT 3.502	640,000.00	658,881.85	
		MALAYSIA GOVT 3.733	610,000.00	634,952.84	
		MALAYSIA GOVT 3.757	650,000.00	671,079.11	
		MALAYSIA GOVT 3.757	300,000.00	279,623.97	
		MALAYSIA GOVT 3.795	300,000.00	307,860.48	
		MALAYSIA GOVT 3.8	530,000.00	549,487.19	
		MALAYSIA GOVT 3.828	950,000.00	943,895.30	

		MALAYSIA GOVT 3.844	950,000.00	935,936.84	
		MALAYSIA GOVT 3.882	40,000.00	40,740.49	
		MALAYSIA GOVT 3.882	340,000.00	356,002.27	
		MALAYSIA GOVT 3.885	860,000.00	899,094.56	
		MALAYSIA GOVT 3.892	450,000.00	473,361.39	
		MALAYSIA GOVT 3.899	500,000.00	525,887.55	
		MALAYSIA GOVT 3.9	620,000.00	652,760.92	
		MALAYSIA GOVT 3.906	40,000.00	42,180.07	
		MALAYSIA GOVT 3.955	1,570,000.00	1,654,890.37	
		MALAYSIA GOVT 4.059	140,000.00	147,596.38	
		MALAYSIA GOVT 4.065	200,000.00	188,093.80	
		MALAYSIA GOVT 4.181	810,000.00	854,934.66	
		MALAYSIA GOVT 4.232	810,000.00	850,997.58	
		MALAYSIA GOVT 4.254	460,000.00	465,335.40	
		MALAYSIA GOVT 4.392	530,000.00	570,280.74	
		MALAYSIA GOVT 4.498	340,000.00	369,112.67	
		MALAYSIA GOVT 4.642	260,000.00	275,370.39	
		MALAYSIA GOVT 4.736	640,000.00	665,433.47	
		MALAYSIA GOVT 4.762	220,000.00	232,463.66	
		MALAYSIA GOVT 4.893	150,000.00	159,777.87	
		MALAYSIA GOVT 4.921	250,000.00	266,062.40	
		MALAYSIA GOVT 4.935	470,000.00	500,807.09	
	マレーシアリンギット 小計		16,160,000.00	16,699,884.29 (445,051,916)	
	イスラエルシュケル	ISRAEL FIXED 0.75	2,810,000.00	2,834,081.70	
		ISRAEL FIXED 1.5	2,220,000.00	2,294,703.00	
		ISRAEL FIXED 2.25	1,520,000.00	1,670,556.00	
		ISRAEL FIXED 3.75	1,910,000.00	2,492,970.20	
		ISRAEL FIXED 6.25	2,640,000.00	3,456,789.60	
	イスラエルシュケル 小計		11,100,000.00	12,749,100.50 (423,142,645)	
合計				92,957,418,419 (92,957,418,419)	

（注）金額欄の(　)内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券	243 銘柄	43.4%	43.8%
カナダドル	国債証券	30 銘柄	2.0%	2.0%
メキシコペソ	国債証券	14 銘柄	0.8%	0.8%
ユーロ	国債証券	326 銘柄	40.8%	41.3%
英ポンド	国債証券	47 銘柄	6.6%	6.7%
スウェーデンクローナ	国債証券	8 銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェークローネ	国債証券	9 銘柄	0.2%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券	7 銘柄	0.5%	0.5%
ポーランドズロチ	国債証券	14 銘柄	0.6%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券	27 銘柄	2.3%	2.3%
シンガポールドル	国債証券	18 銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリンギット	国債証券	33 銘柄	0.5%	0.5%
イスラエルシュケル	国債証券	5 銘柄	0.5%	0.5%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド

2021 年 4 月 30 日現在

Ⅰ　資産総額	72,566,009,802円
Ⅱ　負債総額	84,753,797円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	72,481,256,005円
Ⅳ　発行済口数	33,455,588,466口
Ⅴ　1 口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.1665円
（1 万口当たり純資産額）	(21,665円)

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	2021年4月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は８名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名を選定することができます。

ニ　投資信託の運用の流れ

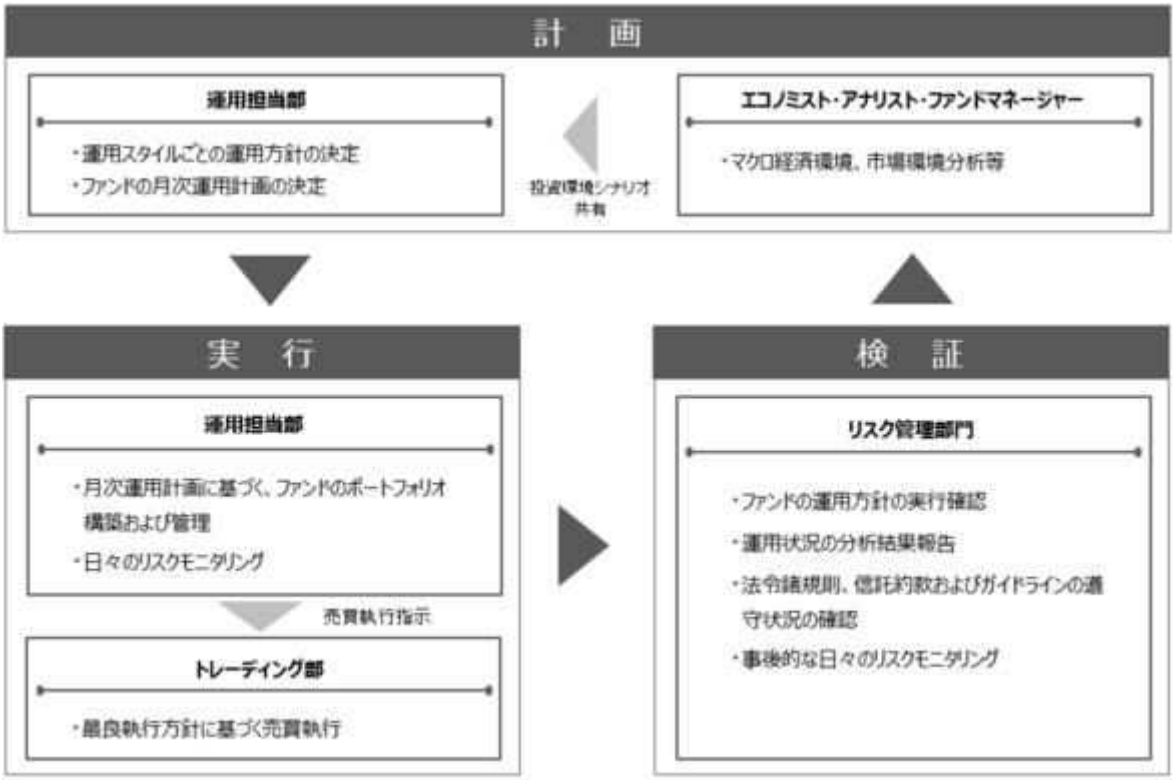

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2021 年 4 月 30 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本　数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	721	8,865,435
単位型株式投資信託	112	619,881
追加型公社債投資信託	1	30,897
単位型公社債投資信託	194	453,902
合　計	1,028	9,970,117

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

なお、当中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）は、改正府令附則第３条第１項ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2　当社は、第 35 期（2019 年４月１日から 2020 年３月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 36 期中間会計期間（2020 年４月１日から 2020 年９月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　太　典　明　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕　　印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽　太　典　明　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　野　雅　子　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　栄　裕　　印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年４月１日から2020年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		13,755,961	33,264,545
顧客分別金信託		20,011	300,021
前払費用		476,456	515,226
未収入金		64,856	602,605
未収委託者報酬		6,963,077	8,404,880
未収運用受託報酬		1,129,548	2,199,785
未収投資助言報酬		285,668	299,826
未収収益		44,150	37,702
その他の流動資産		31,771	40,119
流動資産合計		22,771,504	45,664,712
固定資産			
有形固定資産	※1		
建物		173,517	101,609
器具備品		751,471	783,224
土地		－	710
リース資産		－	968
建設仮勘定		－	66,498
有形固定資産合計		924,988	953,010
無形固定資産			
ソフトウェア		479,867	909,133
ソフトウェア仮勘定		183,528	508,733
のれん		－	34,397,824
顧客関連資産		－	17,785,166
電話加入権		44	12,739
商標権		60	54
無形固定資産合計		663,501	53,613,651
投資その他の資産			
投資有価証券		10,829,628	19,436,480
関係会社株式		10,252,067	11,246,398
長期差入保証金		2,004,451	2,523,637
長期前払費用		97,107	113,852
会員権		7,819	90,479
繰延税金資産		1,426,381	－
貸倒引当金		－	△ 20,750
投資その他の資産合計		24,617,457	33,390,098
固定資産合計		26,205,946	87,956,760
資産合計		48,977,450	133,621,473

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年３月31日)	当事業年度 (2020年３月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	4,534	14,285
その他の預り金	1,480,229	146,200
未払金		
未払収益分配金	1,122	1,629
未払償還金	137,522	131,338
未払手数料	3,246,133	3,776,873
その他未払金	768,373	502,211
リース債務	－	1,064
未払費用	3,535,589	3,935,582
未払消費税等	84,966	305,513
未払法人税等	670,761	489,151
賞与引当金	1,302,052	1,716,321
その他の流動負債	18,110	30,951
流動負債合計	11,249,395	11,051,125
固定負債		
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814
賞与引当金	5,074	14,767
繰延税金負債	－	2,963,538
その他の固定負債	5,074	172,918
固定負債合計	3,428,751	8,451,038
負債合計	14,678,146	19,502,164
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	－	81,927,000
資本剰余金合計	8,628,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	21,255,054	19,364,265
利益剰余金合計	23,076,258	21,185,470
株主資本計	33,705,242	113,741,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	594,061	377,855
評価・換算差額等合計	594,061	377,855
純資産合計	34,299,304	114,119,309
負債・純資産合計	48,977,450	133,621,473

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	39,156,499	54,615,133
運用受託報酬	6,277,217	9,389,058
投資助言報酬	1,332,888	1,303,595
その他営業収益		
サービス支援手数料	182,502	181,061
その他	49,507	32,421
営業収益計	46,998,614	65,521,269
営業費用		
支払手数料	18,499,433	24,888,040
広告宣伝費	361,696	447,024
公告費	125	－
調査費		
調査費	1,752,905	3,214,679
委託調査費	6,050,441	7,702,309
営業雑経費		
通信費	46,551	70,007
印刷費	338,465	612,249
協会費	24,700	45,117
諸会費	23,756	32,199
情報機器関連費	2,872,416	4,349,174
販売促進費	49,118	68,688
その他	148,307	154,201
営業費用合計	30,167,918	41,583,691
一般管理費		
給料		
役員報酬	190,951	264,325
給料・手当	6,308,066	9,789,691
賞与	514,259	914,702
賞与引当金繰入額	1,235,936	1,726,013
交際費	27,802	30,898
寄付金	82	2,022
事務委託費	286,905	956,931
旅費交通費	228,538	249,359
租税公課	285,369	389,032
不動産賃借料	612,410	1,121,553
退職給付費用	463,553	797,158
固定資産減価償却費	378,530	3,044,658
のれん償却費	－	2,645,986
諸経費	290,243	482,324
一般管理費合計	10,822,651	22,414,658
営業利益	6,008,044	1,522,919

（単位：千円）

		前事業年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当事業年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）
営業外収益			
受取配当金		－	778,113
受取利息		623	947
時効成立分配金・償還金		72	1,041
原稿・講演料		1,951	2,061
投資有価証券償還益		289,451	6,398
投資有価証券売却益		7,247	24,206
雑収入		36,408	53,484
営業外収益合計		335,754	866,254
営業外費用			
為替差損		15,760	72,457
投資有価証券償還損		13,668	129,006
投資有価証券売却損		14,605	12,906
雑損失		7,027	8,334
営業外費用合計		51,061	222,704
経常利益		6,292,738	2,166,469
特別利益			
過去勤務費用償却益		79,850	－
特別利益合計		79,850	
特別損失			
固定資産除却損	※１	1,462	110,668
関係会社株式評価損		160,455	－
合併関連費用	※２	187,140	42,800
本社移転費用	※３	－	133,168
減損損失	※４	－	46,417
特別損失合計		349,058	333,054
税引前当期純利益		6,023,530	1,833,414
法人税、住民税及び事業税		1,750,031	1,874,278
法人税等調整額		90,084	△ 619,676
法人税等合計		1,840,116	1,254,602
当期純利益		4,183,413	578,811

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
					その他利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078
当期変動額							
剰余金の配当							△ 9,489,438
当期純利益							4,183,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△ 5,306,024
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	28,382,283	39,011,267	870,535	870,535	39,881,802
当期変動額					
剰余金の配当	△ 9,489,438	△ 9,489,438			△ 9,489,438
当期純利益	4,183,413	4,183,413			4,183,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 276,474	△ 276,474	△ 276,474
当期変動額合計	△ 5,306,024	△ 5,306,024	△ 276,474	△ 276,474	△ 5,582,498
当期末残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304

当事業年度（自　2019年４月１日　至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
						その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	－	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								△ 2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	81,927,000	81,927,000	－	－	－	△ 1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2,469,600	△ 2,469,600			△ 2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 216,206	△ 216,206	△ 216,206
当期変動額合計	△ 1,890,788	80,036,211	△ 216,206	△ 216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

[注記事項]

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
器具備品	３～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	６～19年
ソフトウェア（自社利用分）	５年（社内における利用可能期間）

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度において「特別利益」に含めていた「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」を「営業外収益」として、「特別損失」に含めていた「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」を「営業外費用」として、表示する方法に変更しております。これは、合併を契機に検討した結果、投資有価証券の売却及び償還の大勢が自社設定投信等の処分によるものであり毎期経常的に発生するものとして、当事業年度から取引実態に沿った表示へと変更したものであります。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」に表示していた7,247千円及び289,451千円は「営業外収益」として、「特別損失」の「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」に表示していた14,605千円及び13,668千円は「営業外費用」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	350,176千円	466,875千円
器具備品	922,553千円	1,225,261千円
リース資産	－千円	1,452千円

2　当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3　保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	174,854千円	132,559千円

(損益計算書関係)

※1　固定資産除却損

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物	－千円	879千円
器具備品	695千円	119千円
リース資産	－千円	5,377千円
ソフトウェア	766千円	1,596千円
ソフトウェア仮勘定	－千円	102,695千円

※2　合併関連費用

前事業年度の合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

当事業年度の合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等及び海外現地法人の統合に関する弁護士費用であります。

※3　本社移転費用

本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分（2020 年７月 13 日から 2020 年９月 30 日まで）の賃料及び共益費相当額として 133,168 千円支払うものであります。

※4　減損損失

当社は以下のとおり減損損失を計上しております。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018 年４月１日　至 2019 年３月 31 日）

１．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640 株	17,622,360 株	－	17,640,000 株

２．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

当社は 2018 年 11 月１日付で普通株式１株につき 1,000 株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は 2018 年 11 月１日を効力発生日としておりますので、2019 年１月 31 日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2018 年６月 26 日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000.00	2018 年 ３月 31 日	2018 年 ６月 27 日
2019 年２月 28 日 臨時株主総会	普通株式	6,667,038	377.95	2019 年 １月 31 日	2019 年 ３月 22 日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2019 年６月 24 日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019 年６月 24 日 臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,469,600	140.00	2019 年 ３月 28 日	2019 年 ６月 25 日

当事業年度（自 2019 年４月１日　至 2020 年３月 31 日）

１．発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により 16,230,060 株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000 株	16,230,060 株	－	33,870,060 株

２．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019 年６月 24 日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019 年 ３月 28 日	2019 年 ６月 25 日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2020年6月29日開催の第35回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年以内	597,239	1,618,641
1年超	6,115,662	5,844,934
合計	6,712,901	7,463,576

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注２）参照)。

前事業年度（2019年３月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,755,961	13,755,961	－
(2)顧客分別金信託	20,011	20,011	－
(3)未収委託者報酬	6,963,077	6,963,077	－
(4)未収運用受託報酬	1,129,548	1,129,548	－
(5)未収投資助言報酬	285,668	285,668	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	10,829,330	10,829,330	－
(7)長期差入保証金	2,004,451	2,004,451	－
資産計	34,988,051	34,988,051	－
(1)顧客からの預り金	4,534	4,534	－
(2)未払手数料	3,246,133	3,246,133	－
負債計	3,250,667	3,250,667	－

当事業年度（2020年３月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	－
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	－
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	－
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	－
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	19,391,111	19,391,111	－
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	－
資産計	66,383,807	66,383,807	－
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	－
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	－
負債計	3,791,158	3,791,158	－

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負　債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
その他有価証券 非上場株式	298	45,369
合計	298	45,369
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,252,067	11,246,398
合計	10,252,067	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	13,755,961	－	－	－
顧客分別金信託	20,011	－	－	－
未収委託者報酬	6,963,077	－	－	－
未収運用受託報酬	1,129,548	－	－	－
未収投資助言報酬	285,668	－	－	－
長期差入保証金	54,900	1,949,551	－	－
合計	22,209,168	1,949,551	－	－

当事業年度（2020年３月31日）

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	－	－	－
顧客分別金信託	300,021	－	－	－
未収委託者報酬	8,404,880	－	－	－
未収運用受託報酬	2,199,785	－	－	－
未収投資助言報酬	299,826	－	－	－
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	－	－
合計	45,594,350	1,398,345	－	－

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2019年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式10,252,067千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2020年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式11,246,398千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2019年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,545,410	6,613,088	932,322
小計	7,545,410	6,613,088	932,322
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,283,920	3,360,000	△76,080
小計	3,283,920	3,360,000	△76,080
合計	10,829,330	9,973,088	856,242

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　298　千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2020年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	△349,858
小計	6,413,317	6,063,458	△349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　45,369　千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年４月１日　至 2019年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
728,127	7,247	14,605

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,578,762	289,451	13,668

当事業年度(自 2019年４月１日　至 2020年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

４．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について160,455千円（関係会社株式160,455千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

当事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）	当事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）
退職給付債務の期首残高	3,319,830	3,418,601
勤務費用	267,362	523,396
利息費用	－	－
数理計算上の差異の発生額	△3,658	△195
退職給付の支払額	△85,082	△349,050
過去勤務費用の発生額	△79,850	－
合併による発生額	－	1,707,062
退職給付債務の期末残高	3,418,601	5,299,814

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年３月31日)	当事業年度 (2020年３月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,418,601	5,299,814
未認識数理計算上の差異	－	－
未認識過去勤務費用	－	－
退職給付引当金	3,418,601	5,299,814

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）	当事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）
勤務費用	267,362	492,511
利息費用	－	－
数理計算上の差異の費用処理額	△3,658	△195
過去勤務費用償却益	△79,850	－
その他	199,849	304,842
確定給付制度に係る退職給付費用	383,703	797,158

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 （自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）	当事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）
割引率	0.000%	0.000%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度156,457千円、当事業年度248,932千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年３月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,046,775	1,622,803
賞与引当金	400,242	530,059
調査費	80,983	178,573
未払金	57,192	162,557
未払事業税	54,797	46,423
ソフトウェア償却	17,501	91,937
子会社株式評価損	50,580	114,876
その他有価証券評価差額金	－	150,771
その他	32,218	88,250
繰延税金資産小計	1,740,292	2,986,254
評価性引当額（注）	△51,729	△193,485
繰延税金資産合計	1,688,563	2,792,768
繰延税金負債		
無形固定資産	－	5,445,817
その他有価証券評価差額金	262,181	310,488
繰延税金負債合計	262,181	5,756,306
繰延税金資産（負債）の純額	1,426,381	△2,963,538

（注）評価性引当額が141,756千円増加しております。この増加の内容は、主として大和住銀投信投資顧問株式会社との合併によるものであります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2019年3月31日）	当事業年度 （2020年３月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
評価性引当額の増減	0.8	3.5
受取配当等永久に益金に算入されない項目	－	△13.9
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	7.3
住民税均等割等	0.1	0.5
所得税額控除による税額控除	△1.4	△0.5
のれん償却費	－	44.1
その他	△0.4	△3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5	68.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	39,156,499	6,277,217	1,332,888	232,009	46,998,614

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至2020年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2018年4月1日　至 2019年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% －	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	2,499,836	未払手数料	399,447
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% －	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	5,789,062	未払手数料	1,154,875

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2．親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% －	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	3,703,669	未払手数料	644,246
親会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% －	投信の販売委託役員の兼任	委託販売手数料	6,265,593	未払手数料	890,935

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）	当事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）
１株当たり純資産額	1,944.40円	3,369.33円
１株当たり当期純利益金額	237.15円	17.09円

（注）1. 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2018年11月１日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。
１株当たり情報については、当該株式分割を2019年３月期の期首（2018年４月１日）に行ったものと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。
3. １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）	当事業年度 （自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	4,183,413	578,811
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	4,183,413	578,811
期中平均株式数（株）	17,640,000	33,870,060

（企業結合等関係）
（取得による企業結合）
当社は、2018年９月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、2019年４月１日付で合併いたしました。

１．企業結合の概要
(1)被取得企業の名称及び事業の内容
被取得企業の名称　大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容　投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行った主な理由
資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日
2019年４月１日

(4)企業結合の法的形式
当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　2019年1月16日）の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2．財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	81,927,000千円
取得原価		81,927,000千円

4．合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1)合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当交付いたしました。

(2)合併比率の算定方法

当社はＥＹトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はＰｗＣアドバイザリー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

5．主要な取得関連費用の内容及び金額

業務委託費用及びデューデリジェンス費用等　37,723千円

6．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1)発生したのれんの金額

37,043,811千円

(2)発生原因

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

(3)償却方法及び償却期間

14年にわたる均等償却

7．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	24,546,329千円
固定資産	34,001,531千円
資産合計	58,547,860千円
流動負債	5,406,939千円
固定負債	8,257,731千円
負債合計	13,664,671千円

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		第36期中間会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		30,600,006
顧客分別金信託		300,033
前払費用		491,960
未収委託者報酬		8,462,795
未収運用受託報酬		2,637,333
未収投資助言報酬		403,508
未収収益		39,908
その他		127,104
流動資産合計		43,062,650
固定資産		
有形固定資産	※1	2,622,154
無形固定資産		
のれん		33,074,831
顧客関連資産		16,728,528
その他		1,741,538
無形固定資産合計		51,544,898
投資その他の資産		
投資有価証券		21,128,629
関係会社株式		11,246,398
その他		2,228,340
貸倒引当金		△ 20,750
投資その他の資産合計		34,582,618
固定資産合計		88,749,672
資産合計		131,812,323
負債の部		
流動負債		
リース債務		266
顧客からの預り金		2,366
その他の預り金		118,688
未払金		3,919,626
未払費用		4,532,572
未払法人税等		330,248
前受収益		28,358
賞与引当金		1,343,147
その他	※2	25,119
流動負債合計		10,300,393
固定負債		
繰延税金負債		3,126,317
退職給付引当金		5,442,936
賞与引当金		7,383

その他	150,104
固定負債合計	8,726,742
負債合計	19,027,135
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000
資本剰余金合計	90,555,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	17,495,141
利益剰余金合計	19,316,346
株主資本合計	111,872,330
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	912,856
評価・換算差額等合計	912,856
純資産合計	112,785,187
負債純資産合計	131,812,323

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第36期中間会計期間 （自　2020年4月1日 至　2020年9月30日）
営業収益		
委託者報酬		23,512,538
運用受託報酬		4,131,413
投資助言報酬		637,750
その他の営業収益		115,543
営業収益計		28,397,245
営業費用		18,361,605
一般管理費	※1	11,009,285
営業損失（△）		△ 973,645
営業外収益	※2	130,819
営業外費用	※3	22,619
経常損失（△）		△ 865,445
特別損失	※4	179,016
税引前中間純損失（△）		△ 1,044,462
法人税、住民税及び事業税		223,963
法人税等調整額		△ 110,573
法人税等合計		113,390
中間純損失（△）		△ 1,157,852

(3) 中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自　2020年4月1日　至　2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
						その他利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当中間期変動額								
剰余金の配当								△ 711,271
中間純損失（△）								△ 1,157,852
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	△ 1,869,124
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	17,495,141

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 711,271	△ 711,271			△ 711,271
中間純損失（△）	△ 1,157,852	△ 1,157,852			△ 1,157,852
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			535,001	535,001	535,001
当中間期変動額合計	△ 1,869,124	△ 1,869,124	535,001	535,001	△ 1,334,122
当中間期末残高	19,316,346	111,872,330	912,856	912,856	112,785,187

注記事項

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

⑴有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２～50年

器具備品　　３～15年

⑵無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん　　14年

顧客関連資産　　６～19年

ソフトウェア（自社利用分）　　５年（社内における利用可能期間）

⑶リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

⑶退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（追加情報）

当社は「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第 31 号　2019 年７月４日）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

（中間貸借対照表関係）

第36期中間会計期間 (2020年９月30日)
※１．有形固定資産の減価償却累計額 991,194千円
※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※３．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－ 差引額　10,000,000千円
※４．当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年６月までの賃借料総額109,041千円の支払保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第36期中間会計期間 （自　2020年４月１日　至　2020年９月30日）
※１．一般管理費のうち主要なもの のれん償却費　1,322,993千円 減価償却実施額 有形固定資産　288,293千円 無形固定資産　1,209,507千円
※２．営業外収益のうち主要なもの 為替差益　4,544千円 受取配当金　5,845千円 投資有価証券償還益　9,936千円 投資有価証券売却益　59,364千円
※３．営業外費用のうち主要なもの 投資有価証券償還損　1千円 投資有価証券売却損　21,377千円
※４．特別損失のうち主要なもの 固定資産除却損　51,972千円 本社移転費用　127,044千円

（中間株主資本等変動計算書関係）
第36期中間会計期間（自　2020年４月１日　　至　2020年９月30日）
１．発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	－	－	33,870,060株

２．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年６月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 ３月31日	2020年 ６月30日

（リース取引関係）

第36期中間会計期間 （自　2020年４月１日　　至　2020年９月30日）
１．オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料（解約不能のもの） １年以内　1,192,635千円 １年超　4,091,860千円 合　計　5,284,495千円

（金融商品関係）
１．金融商品の時価等に関する事項
第36期中間会計期間（2020年９月30日）
2020年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（(注２）参照)。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	30,600,006	30,600,006	－
(2)顧客分別金信託	300,033	300,033	－
(3)未収委託者報酬	8,462,795	8,462,795	－
(4)未収運用受託報酬	2,637,333	2,637,333	－
(5)未収投資助言報酬	403,508	403,508	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	21,083,260	21,083,260	－
(7)投資その他の資産			
①長期差入保証金	2,006,627	2,006,627	－
資産計	65,493,564	65,493,564	－
(1)顧客からの預り金	2,366	2,366	－
(2)未払金			
①未払手数料	3,761,585	3,761,585	－
負債計	3,763,951	3,763,951	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、及び (5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

①その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7) 投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 顧客からの預り金、及び (2) 未払金①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	45,369
合計	45,369
子会社株式 非上場株式	11,246,398
合計	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって中間貸借対照表計上額としている「(6)①その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、時価の算定に関する会計基準の適用指針第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

（有価証券関係）
第36期中間会計期間（2020年9月30日）
１．子会社株式
子会社株式（中間貸借対照表計上額　11,246,398千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	16,043,944	14,414,570	1,629,373
小計	16,043,944	14,414,570	1,629,373
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,039,315	5,294,354	△255,038
小計	5,039,315	5,294,354	△255,038
合計	21,083,260	19,708,925	1,374,335

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額　45,369千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第36期中間会計期間（自　2020年４月１日　　至　2020年９月30日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

⑴製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	23,512,538	4,131,413	637,750	115,543	28,397,245

⑵地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

⑶主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第36期中間会計期間 （自　2020年４月１日　　至　2020年９月30日）
１株当たり純資産額　　3,329円93銭 １株当たり中間純損失（△）　△34円18銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（参考）大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

※当該（参考）において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号。）により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第47期事業年度（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和１年６月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　飯田浩司　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐藤栄裕　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名　大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年４月１日から平成31年３月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名　大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年４月１日付で合併した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注１）　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（1）貸借対照表

（単位：千円）

		第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		21,360,895	20,475,527
前払費用		204,460	230,059
未収入金		12,823	4,542
未収委託者報酬		3,363,312	2,923,589
未収運用受託報酬		1,198,432	870,546
未収収益		41,310	38,738
その他		7,553	3,324
流動資産計		26,188,788	24,546,329
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	75,557	225,975
器具備品	※1	122,169	95,404
土地		710	710
リース資産	※1	7,275	8,108
有形固定資産計		205,712	330,198
無形固定資産			
ソフトウエア		73,887	159,087
ソフトウェア仮勘定		—	6,115
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		86,593	177,909
投資その他の資産			
投資有価証券		10,257,600	11,025,039
関係会社株式		956,115	956,115
従業員長期貸付金		1,170	—
長期差入保証金		534,699	534,270
出資金		82,660	82,660
繰延税金資産		1,041,251	1,009,250
その他		—	8,397
貸倒引当金		△20,750	△20,750
投資その他の資産計		12,852,746	13,594,982
固定資産計		13,145,052	14,103,090
資産合計		39,333,840	38,649,419

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,143	3,583
未払金	29,207	1,555,486
未払手数料	1,434,393	1,222,461
未払費用	1,287,722	1,203,269
未払法人税等	1,397,293	264,304
未払消費税等	135,042	48,437
賞与引当金	1,263,100	1,007,040
役員賞与引当金	85,600	72,900
その他	23,128	29,455
流動負債計	5,658,632	5,406,939
固定負債		
リース債務	4,698	5,173
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
役員退職慰労引当金	88,050	－
長期未払金	－	204,333
資産除去債務	－	248,260
固定負債計	1,632,952	2,164,829
負債合計	7,291,585	7,571,769

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	28,387,042	27,516,774
利益剰余金合計	29,830,773	28,960,505
株主資本合計	31,987,042	31,116,774
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	55,213	△39,124
評価・換算差額等合計	55,213	△39,124
純資産合計	32,042,255	31,077,650
負債純資産合計	39,333,840	38,649,419

（2）損益計算書

（単位：千円）

	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	第47期 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	5,111,757	4,252,374
委託者報酬	26,383,145	24,415,734
その他営業収益	82,997	66,957
営業収益計	31,577,899	28,735,066
営業費用		
支払手数料	11,900,832	10,708,502
広告宣伝費	93,131	196,206
公告費	―	293
調査費		
調査費	1,637,364	2,076,042
委託調査費	2,959,680	3,032,753
委託計算費	79,120	77,597
営業雑経費		
通信費	42,497	38,715
印刷費	517,371	507,540
協会費	24,374	24,325
諸会費	3,778	1,994
その他	122,930	63,596
営業費用計	17,381,079	16,727,567
一般管理費		
給料		
役員報酬	218,127	217,030
給料・手当	2,809,008	3,002,836
賞与	86,028	48,878
退職金	9,864	2,855
福利厚生費	647,269	638,399
交際費	29,121	38,883
旅費交通費	159,224	153,694
租税公課	199,255	160,817
不動産賃借料	622,807	639,392
退職給付費用	219,724	324,082
固定資産減価償却費	71,624	141,154
賞与引当金繰入額	1,263,100	1,007,040
役員退職慰労引当金繰入額	36,130	102,860
役員賞与引当金繰入額	85,500	72,900
諸経費	901,001	1,011,941
一般管理費計	7,357,787	7,562,768
営業利益	6,839,032	4,444,730
営業外収益		
受取配当金	23,350	35,946
受取利息	199	178
投資有価証券売却益	6,350	45,345

その他		2,831	10,431
営業外収益計		32,732	91,902
営業外費用			
投資有価証券売却損		5,000	4,735
解約違約金		―	982
為替差損		1,784	828
その他		0	410
営業外費用計		6,784	6,956
経常利益		6,864,980	4,529,676
特別損失			
合併関連費用	※2	―	179,376
固定資産除却損		―	4,121
特別損失計		―	183,498
税引前当期純利益		6,864,980	4,346,177
法人税、住民税及び事業税		2,242,775	1,339,010
法人税等調整額		△78,014	73,635
法人税等合計		2,164,761	1,412,646
当期純利益		4,700,218	2,933,531

（3）株主資本等変動計算書

第46期　（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	26,100,773
当期変動額						
剰余金の配当						△2,413,950
当期純利益						4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	2,286,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	27,544,504	29,700,773	37,917	37,917	29,738,691
当期変動額					
剰余金の配当	△2,413,950	△2,413,950			△2,413,950
当期純利益	4,700,218	4,700,218			4,700,218
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			17,295	17,295	17,295
当期変動額合計	2,286,268	2,286,268	17,295	17,295	2,303,564
当期末残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255

第47期　（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	28,387,042
当期変動額						
剰余金の配当						△3,803,800
当期純利益						2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△870,268
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	27,516,774

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	29,830,773	31,987,042	55,213	55,213	32,042,255
当期変動額					
剰余金の配当	△3,803,800	△3,803,800			△3,803,800
当期純利益	2,933,531	2,933,531			2,933,531
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△94,337	△94,337	△94,337
当期変動額合計	△870,268	△870,268	△94,337	△94,337	△964,605
当期末残高	28,960,505	31,116,774	△39,124	△39,124	31,077,650

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　2～30年

器具備品　　4～15年

(会計上の見積りの変更)

当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

（貸借対照表関係）

第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物　465,964千円 器具備品　266,621千円 リース資産　8,719千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物　556,889千円 器具備品　297,262千円 リース資産　12,584千円

（損益計算書関係）

第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	第47期 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
－	※2. 合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とＳＭＡＭとの合併に関する業務委託費用であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第46期（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,413,950	627	平成29年3月31日	平成29年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月22日定時株主総会	普通株式	2,348,500	利益剰余金	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

第47期（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成30年6月22日定時株主総会	普通株式	2,348,500	610	平成30年3月31日	平成30年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成31年3月22日臨時株主総会	普通株式	1,455,300	利益剰余金	378	平成31年3月31日	令和1年6月25日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て１年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て１年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第46期（平成30年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	21,360,895	21,360,895	－
(2) 未収委託者報酬	3,363,312	3,363,312	－
(3) 未収運用受託報酬	1,198,432	1,198,432	－
(4) 未収入金	12,823	12,823	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	10,206,465	10,206,465	－
資産計	36,141,929	36,141,929	－
(1) 未払手数料	1,434,393	1,434,393	－
(2) 未払費用 (*)	959,074	959,074	－
負債計	2,393,468	2,393,468	－

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

第47期（平成31年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	20,475,527	20,475,527	－
(2) 未収委託者報酬	2,923,589	2,923,589	－
(3) 未収運用受託報酬	870,546	870,546	－
(4) 未収入金	4,542	4,542	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	10,979,968	10,979,968	－
(6) 長期差入保証金	524,592	524,592	－
資産計	35,778,767	35,778,767	－
(1) 未払手数料	1,222,461	1,222,461	－
(2) 未払費用 (*)	807,875	807,875	－
負債計	2,030,337	2,030,337	－

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び (4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、及び (2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	第46期（平成30年3月31日）	第47期（平成31年3月31日）
(1) その他有価証券 非上場株式	51,135	45,071
(2) 子会社株式 非上場株式	956,115	956,115
(3) 長期差入保証金	534,699	9,677

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2. (5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期（平成30年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	21,360,895	－	－	－
未収委託者報酬	3,363,312	－	－	－
未収運用受託報酬	1,198,432	－	－	－
未収入金	12,823	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期があるもの	1,923,400	373,466	657,576	－
合計	27,858,863	373,466	657,576	－

第47期（平成31年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	20,475,527	－	－	－
未収委託者報酬	2,923,589	－	－	－
未収運用受託報酬	870,546	－	－	－
未収入金	4,542	－	－	－
投資有価証券				
その他有価証券の				
うち満期があるもの	151,249	2,135,802	761,441	－
長期差入保証金	－	524,592	－	－
合計	24,425,455	2,660,395	761,441	－

(有価証券関係)

1. 子会社株式

第46期（平成30年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期（平成31年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

第46期（平成30年3月31日）　(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,522,495	2,276,821	245,674
小計	2,522,495	2,276,821	245,674
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	7,683,969	7,850,063	△166,093
小計	7,683,969	7,850,063	△166,093
合計	10,206,465	10,126,884	79,580

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期（平成31年3月31日）　(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,207,351	1,967,041	240,309
小計	2,207,351	1,967,041	240,309
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	8,772,616	9,069,317	△296,700
小計	8,772,616	9,069,317	△296,700
合計	10,979,968	11,036,359	△56,391

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額　45,071千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期（自 平成29年4月1日　至 平成30年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	398,350	6,350	5,000

第47期（自 平成30年4月1日　至 平成31年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	1,433,609	45,345	4,735

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	第47期 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,482,500	1,540,203
退職給付費用	147,235	248,717
退職給付の支払額	△105,520	△61,499
その他	15,987	△20,359
退職給付引当金の期末残高	1,540,203	1,707,062

(注) 前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第46期 （平成30年3月31日）	第47期 （平成31年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	－	－
年金資産	－	－
	－	－
非積立型制度の退職給付債務	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062
退職給付引当金	1,540,203	1,707,062
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,540,203	1,707,062

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　第46期　147,235千円　　第47期　248,717千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	71,030	23,058
賞与引当金	386,761	308,355
社会保険料	30,549	27,751
未払事業所税	4,247	4,370
退職給付引当金	471,610	522,702
資産除去債務	―	77,318
投資有価証券	67,546	65,422
ゴルフ会員権	11,000	11,000
役員退職慰労引当金	26,961	―
その他有価証券評価差額金	―	17,266
その他	74,458	83,141
繰延税金資産小計	1,144,165	1,140,388
評価性引当額	△78,546	△76,422
繰延税金資産合計	1,065,618	1,063,965
繰延税金負債		
建物	―	54,715
その他有価証券評価差額金	△24,367	―
繰延税金負債合計	△24,367	54,715
繰延税金資産の純額	1,041,251	1,009,250

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第46期 (平成30年3月31日)	第47期 (平成31年3月31日)
法定実効税率	-	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.09%
特定外国子会社等課税対象金額	-	1.99%
税額控除	-	△0.64%
その他	-	△0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.50%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

（3）当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「（2）当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第46期 (自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日)	第47期 (自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日)
期首残高	－	－
見積りの変更による増加額	－	248,260
期末残高	－	248,260

(セグメント情報等)

セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	26,383,145	5,111,757	82,997	31,577,899

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	24,415,734	4,252,374	66,957	28,735,066

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第46期（自 平成29年4月1日　至 平成30年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金（億円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	3,987,525	未払手数料	573,578
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	1,969,101	未払手数料	273,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期（自 平成30年4月1日　至 平成31年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金（億円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	4,328,153	未払手数料	540,879
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	1,465,685	未払手数料	228,197

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（1株当たり情報）

	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	第47期 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
1株当たり純資産額	8,322円66銭	8,072円12銭
1株当たり当期純利益金額	1,220円84銭	761円96銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第46期 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	第47期 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
当期純利益（千円）	4,700,218	2,933,531
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	4,700,218	2,933,531
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

当社は、平成30年9月28日付で締結した、ＳＭＡＭとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、ＳＭＡＭを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

該当ありません。

（ロ）その他の重要事項

該当ありません。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

パッシブ外国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、投資状況によっては、パッシブ外国債券マザーファンドと同様の運用を直接行なうこともあります。

(2) 投資態度

１．主としてパッシブ外国債券マザーファンド受益証券への投資を通して、外国の公社債への分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。

２．ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用をめざします。

３．外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行ないません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行なう場合があります。

４．ただし、対象インデックスとの連動性を維持するため、公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合に、パッシブ外国債券マザーファンドにおける公社債の実質投資比率に当ファンドの当該マザーファンド受益証券への投資比率を乗じて得た割合を加算した比率）は信託財産の純資産総額を超えることがあります。

５．なお、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1) 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

(2) 株式への投資は転換社債の転換、ならびに新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含むものとし、以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使による取得に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10％以下とします。

(3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

(4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(5) 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行ないます。

(6) スワップ取引は、約款第22条の範囲で行ないます。

(7) 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第23条の範囲で行ないます。

(8) 外国為替予約取引は約款第27条の範囲で行ないます。

収益分配方針

毎決算時（毎年１回、原則として３月31日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友・ＤＣ外国債券インデックスファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第１条の２　受託者は、信託法第26条第１項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第２条　委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金５兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第１項、第50条第１項、第51条第１項または第53条第２項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第４条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

【受益権の分割および再分割】

第５条　委託者は、第２条第１項の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【当初の受益者】

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第５条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③　信託財産のうち、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。

④　予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第９条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振

替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第５条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の取得単位および価額】

第11条 委託者および委託者の指定する販売会社は、第５条第１項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、委託者または当該指定販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、委託者または委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第46条の２に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第１項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨークまたはロンドンの取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）または銀行の休業日にあたる場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第43条第２項または第３項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。

④ 第１項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円とします。

⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第２項または第３項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第11条の２　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第11条の３　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第12条　＜削除＞

第13条　＜削除＞

第14条　＜削除＞

【投資の対象とする資産の種類】

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

３．金銭債権（第１号、第２号および次号に掲げるものに該当するものを除きます。）

４．約束手形

ロ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

【運用の指図範囲】

第16条　委託者は、信託金を、主として三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるパッシブ外国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

５．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

８．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

９．外国法人が発行する譲渡性預金証書

10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。

なお、第１号から第４号までの証券ならびに第７号の証券または証書のうち第１号から第４号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。第５号の証券ならびに第７号の証券または証書のうち第５号の証券の性質を有するものを以下「株式」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２

条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得するものに限り行うものとします。

⑤　前項において、マザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第16条の２　受託者は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）、第28条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および第２項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

②　前項の取扱いは、第21条ないし第25条、第27条、第33条、第34条、第35条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第16条の３　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第17条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第18条　委託者が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式への投資制限】

第19条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

②　前項において、マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第20条　〔削　除〕

【先物取引等の運用指図】

第21条　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所にこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下

同じ。)。

② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。

② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。ただし、当該貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

【公社債の借入れ】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第26条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するために行なう当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替予約の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委託等】

第28条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第29条　＜削　除＞

【混蔵寄託】

第30条　金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【一括登録】

第31条　＜削　除＞

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第32条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算

を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第33条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第36条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第37条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条　この信託の計算期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとすることを原則とします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第３条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第39条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第40条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　ただし、信託財産の財務諸表の監査に要する費用については、委託者は、信託財産の規模等を考慮し、かかる費用の一部を委託者の負担とすることができます。

【信託報酬等の額】

第41条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の21の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６カ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金の支払いおよび再投資】

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、受益者毎に当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該受益権の取得申込みに応じたことにより増加した受益権は、第９条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 委託者は、前項の受益者が有する受益権の全部の口数について第48条第３項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。

⑤ 第１項に規定する収益分配金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金の支払いは委託者において行うものとします。

⑥ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

第44条 ＜削　除＞

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第45条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46条第１項に規定する支払日までに、一部解約金については第46条第２項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金および一部解約金の支払い】

第46条 償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれ

た受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金は、第48条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する償還金および一部解約金の支払いは委託者において行うものとします。

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

【委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関】

第46条の２　委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

【収益分配金および償還金の時効】

第47条　受益者が、収益分配金について第43条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第46条第１項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第48条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨークまたはロンドンの取引所または銀行の休業日には、一部解約の請求を受け付けないものとします。

② 平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

③ 委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求受付日として第４項の規定に準じて算定した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第48条の２　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第49条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約を行いません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第３項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第54条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更を行いません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

【反対者の買取請求権】

第55 条 第49条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第49条第３項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第55条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第56条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第57条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附　則

第１条　第43条第６項および第46条第５項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第２条　平成18年12月29日現在の信託約款第９条、第10条、第12条から第14条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第３条　第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第４条　第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。（以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成14年４月１日

委託者　　トヨタアセットマネジメント株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

親投資信託
パッシブ外国債券マザーファンド
約款

三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、公社債等を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行ないます。

運用方法

(1) 投資対象
主として外国の公社債とします。

(2) 運用方針
① 主として日本を除く世界主要国の公社債に分散投資を行ない、ＦＴＳＥ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。
② ポートフォリオの見直しは適宜行ない、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近付くように調整を行ないます。
③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行ないません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行なう場合があります。

運用制限

(1) 外貨建資産への投資に制限を設けません。
(2) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
(3) 有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行ないます。
(4) スワップ取引は、約款第16条の範囲で行ないます。
(5) 金利先渡取引および為替先渡取引は約款第17条の範囲で行ないます。
(6) 外国為替予約取引は約款第21条の範囲で行ないます。

親投資信託
『パッシブ外国債券マザーファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第１条の２　受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第２条　委託者は、金72億８千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付するものとします。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による信託終了の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第９項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

【受益権の分割および再分割】

第５条　委託者は、第２条第１項に規定する信託によって生じた受益権を72億８千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第６条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【受益者】

第６条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【追加信託金の計算方法】

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。

③　第21条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算するものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第９条　委託者は、第５条第１項の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者は、１口の整数倍の口数を表示した記名式の受益証券を発行します。

③　受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条　委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託契約に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第17条に定めるものに限ります。）

３．金銭債権（第１号、第２号および次号に掲げるものに該当するものを除きます。）

４．約束手形

ロ．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

【運用の指図範囲】

第12条　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

５．転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券

６．コマーシャル・ペーパー

７．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

８．外国貸付債権信託受益権（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

９．外国法人が発行する譲渡性預金証書

10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。

なお、第１号から第４号までの証券および第７号の証券または証書のうち第１号から第４号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第12条の２　委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を

行ないます。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第14条　〔削　除〕

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

第15条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

②　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに別に定める外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③　委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに別に定める外国の取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第16条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第３条で定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第17条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。

②　金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

④　委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引にあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第18条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。ただし、当該貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の借入れ】

第19条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

②　前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③　信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第20条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第21条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②　前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売り予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために行なう当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③　前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替予約の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委託等】

第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存に係る業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

４．受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第23条　＜削　除＞

【混蔵寄託】

第24条　金融機関または金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【一括登録】

第25条　＜削　除＞

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をするこ

とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券売却等の指図】

第27条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条　この信託の計算期間は、毎年３月11日から翌年３月10日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間の開始日は、平成12年７月３日とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

【信託財産に関する報告】

第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第33条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第34条　委託者および受託者はこの信託契約に関して信託報酬を収受しません。

【利益の留保】

第35条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、収益の分配は行ないません。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第36条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第37条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

【償還金の支払い】

第38条　委託者は、受託者により償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに当該償還金を受益者に支払います。

【一部解約】

第39条　委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前日の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行なう前日の受益権総口数で除した金額に当該解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第40条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前２項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦　第４項から前項までの規定は、第２項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は第45条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任することができないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書

面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第１項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第46条　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第４項または前条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第48条の２　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第49条　この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めるものとします。

附　則

第１条　第17条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第２条　第17条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。（以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成12年７月３日

委託者　　トヨタアセットマネジメント株式会社

受託者　　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社